

第7回 熊本市教育行政審議会 次第

令和6年(2024年)6月4日(火) 9時00分～12時00分

熊本市教育センター4階 大研修室

1 開会

2 会長挨拶

3 新委員挨拶

4 報告

(1) 令和6年度開催計画等について

- ・会議構成(全体会、グループ協議)
- ・公開非公開の方針説明

(2) 中間答申進捗状況及び最終答申に向けての整理

(3) グループ協議、班組み合わせ及び協議題等について

5 協議

【事例4・5】不登校への対応について

- (1) 熊本市における不登校の状況
- (2) 事例及び協議の視点等について
- (3) 全体協議、意見交換

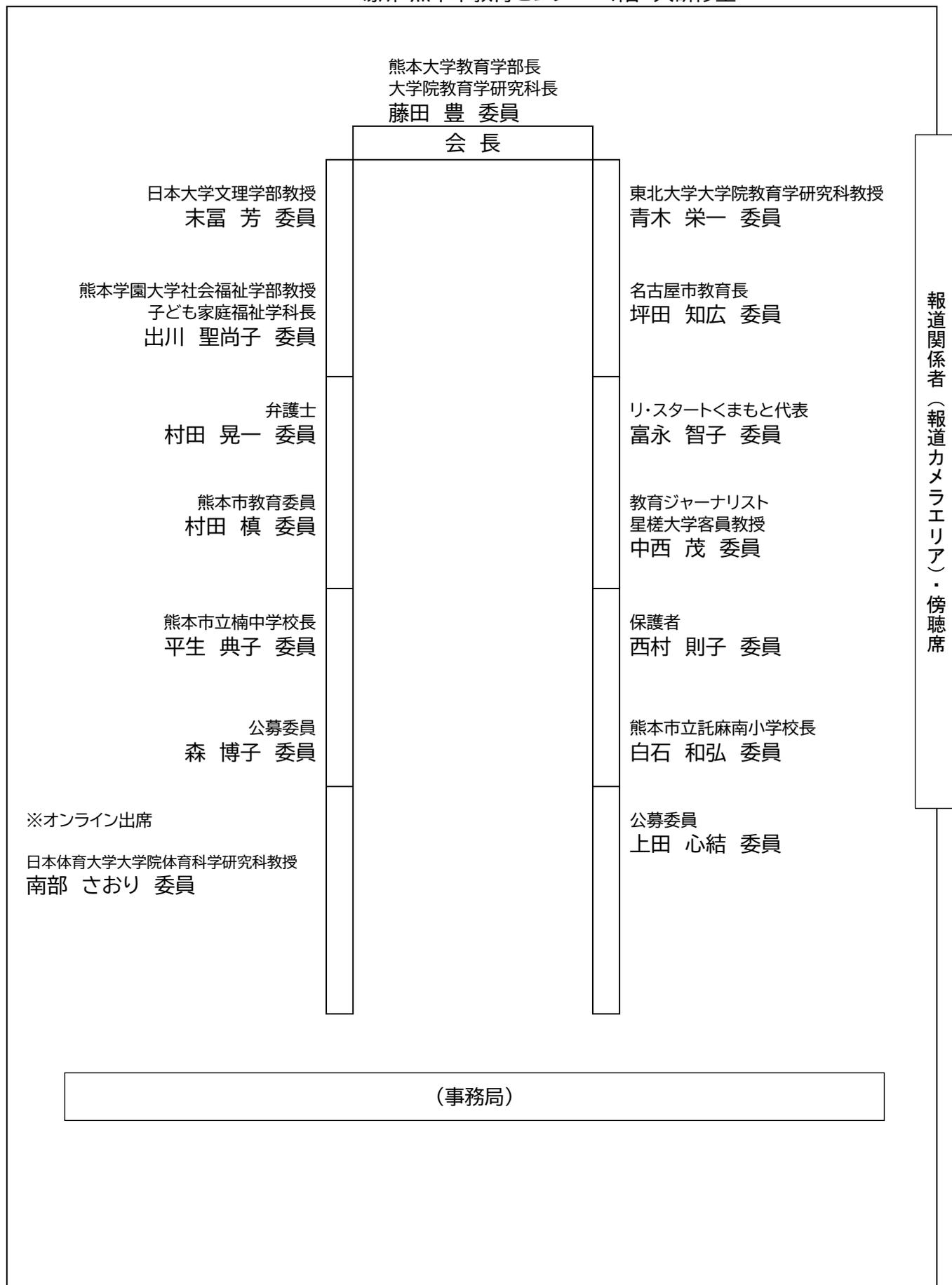
6 諸連絡

7 閉会

第7回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和6年(2024年)6月4日(火)9:00~

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室



熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授	○
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○ オンライン
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	○
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	欠席
10	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト・星槎大学客員教授	○
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 楨	熊本市教育委員	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	白石 和弘	熊本市立託麻南小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	○
16	公募委員	上田 心結	公募委員	○

令和6年度 教育行政審議会の開催等について(案)

1 開催計画等について

R6° 開催回	会議形式	開催時期 (日程調整期間)	審議テーマ
第7回	全体会	6/4(火)9:00-12:00 教育センター4階	・令和6年度開催計画等 ・中間答申進捗状況 ・最終答申に向けての整理 ・不登校について(資料、意見交換)
第8回	全体会	7/8(月)9:30-12:30 教育センター4階	不登校事例4、5について (協議・まとめ)
	グループ協議1	8/19(月)、8/23(金)	各課提案のグループ協議題
	グループ協議2	10/7(月)、10/21(月)	
第9回	全体会	11/11(月)	・グループ協議の発表、まとめ ・最終答申意見交換(1回目)
第10回	全体会	1/27(月)	最終答申意見交換(2回目)

※ 3月末 最終答申手交式

2 開催時間帯について

会議形式	開催時間帯	公開・非公開
全体会	午前の場合 9:30~12:30(3H) 午後の場合 13:30~16:30(3H)	原則公開 但し、審議内容が非公開事由 (※2)に該当する場合は、非公開
グループ協議 (※1)	午前の場合 10:00~12:00(2H) 午後の場合 13:30~15:30(2H)	

(※1)グループ協議の開催パターン

①午前のみ開催、②午後のみ開催、③1日で午前、午後の2回を開催

(※2)非公開事由

個人に関する情報を保護する必要がある場合。または特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合。(教育行政審議会、第2回資料より)

3 グループ協議の議題、進め方等について

	概要	詳細内容
①	議題について	・不登校事例4、5について ・教育委員会事務局各課が提案したグループ協議題
②	協議参加の委員	委員を4人1組に分け、4グループで班を構成
③	協議参加の職員	議題提案課、関係各課及び関係職員等
④	グループ協議の進め方	不登校事例4、5及び各課に募った議題について各課から委員に対して質問を行い、委員から回答や助言をもらう(意見交換・ディスカッションを実施)

	(1) 教育委員会における体制整備
	(ア) 体制の整備について
	①
A 中間答申 対応方針	<p>教育委員会内の相談窓口の一元化</p> <p>教育委員会は、体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の学校教育活動に関わる事案における相談窓口を教育委員会内で一元化し、学校問題に効果的に対応できる組織や報告体制を再構築すべきである。相談対応の優先順位や対応方針を決定できるような統括的人材を配置することや法律・福祉・医療・教育等の専門家を常勤職として複数配置すること、窓口の開設時間も利用しやすいものとする事で、児童生徒や保護者はもとより、教職員も同様に必要に応じて相談できるようにすることが望ましい。</p> <p>常勤の専門家を複数配置することは、児童生徒・保護者・教職員にとって問題解決に向けての取組における第三者性を担保することにつながり、問題の長期化や複雑化を避ける効果が期待できる。（例：東京都杉並区「教育スクールアシストチーム（教育SAT）」）</p> <p>また、相談窓口を一元化することにより、学校管理職が初期段階で相談・報告しやすくなり、その後の手続もスムーズになるため、事案対応への不安解消や初動段階からの適切な対応につながるマネジメント力育成の効果も期待できる。</p>
B 担当課	教育政策課
C 対応方針に対する現状と課題	<p>現状として、案件により複数の部署にて対応をおこなっているが、どの部署が主で対応するか分かりにくいケースもある。</p> <p>相談窓口の一元化のためには、相談の対象を明確化し分かりやすく、また対応状況の把握、人員体制が課題である。</p>
D 対応状況（進捗状況）	<p>対応中</p> <p>相談窓口をワンストップとするためには、中間答申で示された体制整備が必須であり、体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の学校教育活動に関わる事案が発生した際は、一元化に向けて密接に連携・共有をしている状況であるが、今後、具体的な方針を関係部署にて協議する必要がある。</p>
E グループ協議題	教育委員会内の相談窓口の一元化

	(1) 教育委員会における体制整備		
	(ア) 体制の整備について		
	②		
A 中間 答申 対応 方針	<p>児童生徒の権利を守るための体制整備</p> <p>教育委員会は、児童生徒の権利を守る体制を整備するために、児童生徒の権利擁護機関（こどもの権利サポートセンター）で得られた知見や事案の分析結果を教育委員会や学校に還元し、有効活用できるような仕組みを検討する必要がある。</p> <p>例えば、教育委員会とこどもの権利サポートセンター間で、相談内容や相談対応状況を円滑に情報共有できるような連携体制を構築することが考えられる。更に仕組みとして継続的に機能するように、学校管理規則や教育委員会諸規則等に明確に規定することが望ましい。</p>		
B 担当課	教育政策課	総合支援課	こどもの権利サポートセンター (こども局)
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>学校問題対応チームとしては、こどもの権利サポートセンターと相談事案の情報共有等しているものの、今後、連携が必要になることも想定されるため、規則等を明確に規定することが課題である。</p>	<p>円滑に情報共有するための関係局との連携（常時共有できるシステム）体制が個人情報等の課題から連携体制の構築が難しく、効率よく情報の共有ができない状況である。</p>	<p>相談対応事案から得られた知見等を教育委員会や学校に還元することは、問題の早期解決や予防的観点から必要であると認識している。</p> <p>現在、相談があった学校に対しては有している知見を基に助言などを行っている。</p> <p>学校や教育委員会全体との情報共有や還元については、内容や方法の検討が必要と認識している。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状 況)	対応中	対応中	対応中
	<p>教員による児童への体罰・暴言などの不適切な行為の情報が寄せられることも想定される。こちらの把握情報を提供する必要が出てくる場合があるため、今後、関係部署と連携した対応を取る必要がある。</p>	<p>教育委員会、子どもの権利サポートセンター双方が関わっているケースは、お互いに連絡を取り合いながら対応しているが、常時お互いの状況を共有できる体制が整っていないため、効率よく対応ができていない。</p>	<p>サポートセンターと教育委員会との連携については、教育委員会と協議を行ってきたところであり、重大事案等については、教育委員会と情報共有を実施している。</p> <p>引き続き、教育委員会と協議していく。</p>
E グループ 協議題	-	-	-

	(1) 教育委員会における体制整備	
	(ア) 体制の整備について	
	③	
A 中間 答申 対応 方針	<p>音声記録等による客観性の担保</p> <p>教育委員会は、電話対応や教育相談等の際に、日常的に録音機器で音声を記録する環境を全校一律に整備する必要がある。各学校で事実が正確に記録されることで、児童生徒や保護者、教職員が不利益にならないための検証はもとより、保護者による学校への過度な要求の未然防止や、教職員が不適切な言動を慎むような意識づけを行うこと等が期待できる。</p> <p>また、教室等で、体罰・暴言等やいじめなどの問題が発生した場合に正確な事実関係の確認・検証を行うために、運用の在り方も含めた課題整理を行った上で、音声等の記録を残しておくことも、客観性を担保するうえで効果があると考えられる。</p>	
B 担当課	教育政策課	教職員課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>昨年度末までに中学校42校、幼稚園5園（隈庄幼除く）は整備済み。来年度予算化し、小学校等に拡大していく予定である。</p> <p>学校電話機についてはリース契約を行っている学務支援課が整備後のメンテ・管理の主体になると思われるため、導入に関しては連携して対応する必要がある。</p>	<p>教室内を常時録音するなどした場合、教職員及び児童生徒に対するプライバシー侵害に該当すると思料される側面が多分にあり、かつ、その程度が通常受忍すべき限度を大きく超えるのではないかと懸念する。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状 況)	対応予定	対応検討中
	<p>昨年度末に整備した中学校42校、幼稚園5園の効果検証を行い、来年度、小学校・隈庄幼稚園の設置に向けた予算確保が必要である。</p> <p>電話機のリース期限が来年度途中であるため、学務支援課の更新と併せて音声記録等を導入するかも含めて協議を行う。</p>	<p>体罰・暴言やいじめの事実確認、検証を目的として教室内を録音することは、プライバシーの侵害を危惧する児童生徒、保護者の理解を得られないのではないかと恐れ、対応を検討しているところである。</p>
E グループ 協議題	-	音声記録等による客観性の担保

	(1) 教育委員会における体制整備		
	(ア) 体制の整備について		
	④		
A 中間 答申 対応 方針	<p>これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応</p> <p>教育委員会は、これまで対応してきた体罰・暴言等やいじめ問題に関する様々な事案内容や学校・教職員・児童生徒の状況についてデータベース化し、学校や教育委員会以外の専門家による客観的な分析を行うことが必要である。</p> <p>例えば、外部の審議会等に付議することやこどもの権利サポートセンターと共有し、対応状況の検証や問題点を分析すること等が考えられる。</p>		
B 担当課	教育政策課	総合支援課	こどもの権利サポートセンター (こども局)
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>熊本市体罰等審議会の開催・運営を行っているが、現状、体罰・暴言等の認定事案が主である。今後の課題としては、防止のための協議、データベース化、専門家による客観的な分析、こどもの権利サポートセンターとの共有、対応の検証等がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ重大事態の発生件数が増加している中、外部の審議会等に依頼する人材の確保が難しいことや審議会を実施するための予算がない。 ・いじめ重大事態対応においては、体罰等審議会のように定期的な審議会の開催（月1回）を実施し、重大事態は発生した場合は迅速に学校主体となる調査を行い、それを第三者委員会が検証し、提言をしていくことが重大事態対応に効率的に対応できる。 ・こどもの権利サポートセンターとの定期的な情報交換ができていないため、月1回の情報交換の場を設定し、事案の検証を行っていく。 	<p>教育委員会の対応状況などを第三者・第三者機関が確認し改善に繋げることは、こどもの権利を守るためにも有意義と思われるため、具体的内容手法について検討する必要がある。</p> <p>具体的内容手法次第であるが、教育委員会の対応の検証などを行うための人材確保が必要（質・量）。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状 況)	対応予定	対応中	対応予定
	<p>これまで熊本市体罰等審議会にて体罰・暴言等の認定事案が主であったが、今年度中は認定事案の状況により、防止のための協議やこれまでの振り返り等を話し合い、対応状況の検証や問題点を分析できればと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の委員選定のため、関係機関へ推薦をお願いしている。 ・学校教育コンシェルジュと定期的な会議（月1回開催）を開催している。こどもの権利サポートセンターも参加し、関係機関で対応状況の共有と検証を行っている。 	<p>教育委員会と具体的内容手法を検討していく。</p>
E グループ 協議題	-	-	-

(1) 教育委員会における体制整備				
(ア) 体制の整備について				
	⑤	⑥	⑦	
A 中間 答申 対応 方針	<p>問題を起こした教職員の担任変更等の基準</p> <p>教育委員会は、教職員の担任変更等を行う場合の基準について、これまでの事例を集めて整理した上で検討する必要がある。担任変更等の対応を行う場合は、担任変更等により、児童生徒に不利益が生じないように配慮すべきである。</p> <p>担任変更を行わない場合は、必要に応じて、当該校教職員以外の担当者（例えば、指導的立場の退職校長）を派遣し、該当教職員に指導を行う等、児童生徒と保護者、教職員が、問題に対する対応に納得できるような体制を構築しておく必要がある。</p>	<p>教育委員会の情報公開</p> <p>教育委員会は、児童生徒の権利と尊厳を守るための取組方針や取組状況等、教育行政としての施策をわかりやすく公開・可視化していくことが重要であり、あわせて、報道対応の在り方も検討すべきである。</p> <p>情報公開にあたっては、被害者側・加害者側双方の児童生徒や保護者との合意形成や教育的配慮に留意しながら、原則的には情報を公開する姿勢を徹底すべきである。</p> <p>個人情報に係る部分の公開にあたっては、熊本県弁護士会等に法的助言を求める体制を整備することも考えられる。</p>	<p>当事者への情報開示</p> <p>様々な事案における当事者への情報開示は、できるだけ早急に対応すべきであり、その場合、透明性が担保されることが求められる。このような対応を徹底することによって、当事者からの納得を得ることが期待できる。</p> <p>例えば、教育委員会や学校は、当事者が情報開示を求めた事案について、一般的な対応の段階や対応期間の目安を示すとともに、現在どの対応段階にあるのかを示すことができるようにすること等が考えられる。</p>	
B 担当課	教職員課	教育センター	教育委員会各課	教育委員会各課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>被害児童生徒が学校に来られないなどといった状況を作らないよう対応している。具体的には、加害教員のせいで被害児童生徒が登校できない、又は当該教員が担当する授業のみ参加できないというような場合に担任又は教科担当の変更を行っている。</p>	<p>学校からの求めに応じ、授業力向上支援員（ステップアップ・サポーター）を派遣し、教科等の授業改善や特別活動の取組による学級づくり等、該当教職員の実態に応じた具体的な指導を行っている。</p>	<p>情報公開については、個人情報の保護に関する法律、熊本市情報公開条例等に基づき適切に対応している。</p> <p>さらに児童生徒の権利と尊厳を守るための取組方針や取組状況等、教育行政としての施策をわかりやすく公開・可視化していくことが課題となっている。</p>	<p>情報開示について、可及的速やかに対応しているものの、内容によっては、期間を要する場合もある。</p> <p>開示内容は多岐にわたることもあり、個別に対応の段階や対応期間を十分に示せていないところがある。</p>
D 対応 状況 （ 進 捗 状況 ）	対応検討中	対応中	対応検討中	対応検討中
	<p>担任変更等の基準を明文化した場合、担任変更等の実施又は不実施がその基準に拘束されることとなり、事案ごとの個別具体の事情に応じた柔軟な対応ができないことによる弊害も懸念されることから、対応を検討しているところである。</p>	<p>・随時訪問で学校の課題や困り感を聞き取り、所内で共有、対応策を協議している。</p> <p>・随時訪問は年4回程度としているが、必要に応じて、回数を増やして実施している。</p>	<p>教育行政の施策をどのように公開すれば、よりわかりやすくなるのか、また、どのような形で可視化したほうがよいのか、どこまで可視化できるのか等について、報道対応の在り方もあわせて検討していく。</p>	<p>開示請求者に対して、一般的な対応の段階や対応期間の目安をどのように示すのか、また、現在どの対応段階にあるのかを示すことができるのか、方法を検討していく。</p>
E グループ 協議題	問題を起こした教職員の担任変更等の基準	-	-	-

	(1) 教育委員会における体制整備		
	(イ) 専門家の配置について		(ウ) 教職員等研修の充実について
	①	②	①
A 中間 答申 対応 方針	<p>スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・処遇改善と支援体制の充実 学校における心理的支援・福祉的支援の必要性は増大しており、心理や福祉の専門家であるSCやSSWの増員や常勤化は必要不可欠である。</p> <p>教育委員会は、児童生徒や保護者のSOSに迅速に対応するために、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置すべきである。</p> <p>また、SCやSSWを非常勤職ではなく常勤職として採用する処遇改善も必要である。常勤職であることで、相談体制の充実が期待でき、教職員との連携もとりやすくなることで、児童生徒・保護者への対応がより充実したものとなる。（例：名古屋市「なごや子ども応援委員会」）</p> <p>あわせて、教育委員会は、SCやSSWの第三者としての外部性が損なわれないような指揮系統や所属の在り方、学校との情報共有の在り方、孤立化を防ぐための支援体制等について検討すべきである。</p>	<p>スクールロイヤー（SL）の配置 教育委員会内にSLを配置し、学校の保護者対応を法的に整理したり、学校管理上の法的対応に助言したりすることは、事案のもつれを防ぐために必要不可欠である。教育委員会は、適切な判断と調査が可能であるというSLのメリットを生かすことができる枠組みを整備するとともに、適切な人選と報酬も検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にす等、早急に体制整備を進めるべきである。</p>	<p>学校管理職の危機管理対応力強化 教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を育成し強化するために、校長への危機管理対応研修を、より一層充実させるべきである。学校管理職には、初期対応段階からSCやSSW等の専門スタッフ・支援スタッフを積極的に活用するマネジメント能力も含めた危機管理対応力が、これまで以上に強く求められる。</p> <p>研修内容としては、これまでに教育委員会で対応してきた事例を取り上げたケーススタディ等を実施することが効果的である。</p>
B 担当課	総合支援課	教育政策課	教育センター
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>SCに関してはR6年度48名を各小中学校、特別支援学校、幼稚園、フレンドリーオンライン、フレンドリーに配置している。</p> <p>カウンセリングが必要な児童生徒数、活用状況調査により、学校の現状を把握し、可能な限りそれに応じた配置ができるようにしている。</p> <p>全体的に各学校への配置時間が不足しており、教職員との情報共有、生徒への講話等の時間が十分とれていないことが課題である。</p> <p>SSWに関しては、R6年度21人に増員した。各SSWが担当する学校が少なくなったことで、教職員との連携もこれまでより取りやすくなると考えられる。</p> <p>SSWの採用により、経験の差があるため、SV、チームでの資質の向上のための研修の充実を図る。</p>	<p>過去に2度弁護士資格保有者の期限付雇用の公募を行ったが、採用まで至らなかった。</p> <p>令和5年度から、弁護士資格を有する行政職員による学校法務支援相談制度を実施している。しかし、職員には通常の業務もあるうえ、異動も伴うため、持続可能な体制を構築するに至っていない。</p>	<p>令和5年度は、新任管理職研修（校長・園長）第3回研修において、学校教育コンシェルジュを招いて、危機管理への対応についての研修を行った。また、山本好郎弁護士を招き、学校問題対応についての講話を行った。両研修の内容については、ほぼ全員の研修者から高評価を得ている。</p>
D 対応 状況 （ 進 捗 状 況 ）	対応中	対応予定	対応中
	<p>学校のニーズや現状を把握しそれに応じた配置を行っている。</p> <p>SVや研修を充実させ、さらにSC、SSWの資質の向上を図る。</p>	<p>学校法務支援相談制度を継続させていくためにも、また、学校での弁護士による事案対応ができるように、他都市調査の実施や文科省の調査を参考に、できるだけ早期にスクールロイヤーの雇用または弁護士協会に派遣を依頼するなど、制度設計の検討を行い、方針を決めていく。</p>	<p>令和6年度は、新任管理職研修（校長・園長）第3回研修において、実際の事例を中心に扱うことで、より実践的な研修となるように内容を高めていく。さらに、新任管理職（教頭）研修においても、総合支援課教育審議員、学校教育コンシェルジュおよびSSW代表による講話を取り入れ、組織マネジメント、危機管理対応を多角的に意識した講話を行う。</p>
E グループ協議題	-	-	-

	(1) 教育委員会における体制整備			
	(ウ) 教職員等研修の充実について			
	②		③	
A 中間 答申 対応 方針	<p>教職員が自らの問題行動に向き合える研修 問題を起こした教職員が、自らの問題行動と向き合い、問題行動の要因を客観的に分析し、なぜ問題が起きたのかという背景を考え、認識を改め、二度と同じ問題を起こさないようにするには、研修やカウンセリングの充実が必要である。教育委員会や学校における教職員研修は、一般的なコンプライアンス研修に加え、外部専門組織と連携する等して、被害者に適切に向き合い再発を防止するための研修プランニングが求められる。</p>		<p>保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備 教職員の不適切指導や、児童生徒の課題に適切に対応するためには、保護者にも適切な情報を提供し共有する機会を設け、保護者と共にごどもの最善の利益をめざす協力体制をつくることが求められる。 教育委員会は、例えば、不登校において、初期、中期、長期といった段階ごとの具体的なケースに基づく対応策に関する動画や資料をホームページで公開するなど、児童生徒・保護者の実際のニーズに即した課題対応に係る知識・スキルを自ら主体的に学び、情報共有できる体制を整備するよう努めることが重要である。 様々な理由から、情報にアクセスしづらい保護者への情報提供等の在り方もあわせて検討していく必要がある。</p>	
B 担当課	教育政策課	教職員課	教育センター	総合支援課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>・体罰等審議会にて体罰、暴言等又は不適切な行為の認定を受けた教員が所属している学校の校長に対し、おおむね3か月後の様子を「改善状況報告書」で報告させている。 ・必要に応じて学識経験者による個別研修を実施している。</p>	<p>停職の処分を受けた教職員に対しては、関係各課と連携して「再発防止研修」を実施している。なお、当該研修の中で精神科医師又は臨床心理士によるカウンセリングも実施している。</p>	<p>令和5年度は、SD研修（自己啓発研修）において、専門家を招いて、コーチング研修を行った。コーチングの理論を学びながら、より現場に活かせるような演習課題を設定した。参加者からも高い評価を得ている。</p>	<p>いじめ不登校対策ハンドブックをホームページで公開しているが、教職員向けの内容が主である。 不登校支援に関する情報を市のホームページで公開している。 ※教職員不適切な指導については教職員課及び政策課学校問題対応Tが管轄であるため、そちらで対応する必要があると考えます。</p>
D 対応 状況 (進捗 状況)	対応予定	対応予定	対応中	対応中
	<p>学識経験者による個別研修の予算については、これまで流用で対応していたが、令和6年度当初予算要求に引き続き、令和7年度当初予算要求においても学校問題対応チームが予算要求を行っていく。</p>	<p>これまで再発防止研修を受けた教職員が再発させた事例はないが、研修プログラムの内容については、必要に応じて適宜見直していく。</p>	<p>年度始めと実施時期に、全校に研修案内を通知し、学校が必要に応じて研修者へ案内できるようにしている。研修内容についても、前年度のアンケート結果を踏まえてより現場に活かせるよう、演習時間を長くするなど改善を図っている。講師との事前打ち合わせを丁寧に行い、現場のニーズに応じた研修にしていく。</p>	<p>いじめ不登校対策ハンドブックの充実を図る。 ホームページの情報の充実を図る。</p>
E グループ 協議題	教職員が自らの問題行動に向き合える研修	-	-	-

(2) 学校における体制整備			
①			
A 中間 答申 対応 方針	<p>複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム</p> <p>学校は、複数教職員による指導・支援体制の充実を図るため、児童生徒が複数の教職員と触れ合うことができる機会をつくり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる体制を、より充実させる必要がある。</p> <p>例えば、養護教諭やSC等で構成される校内相談チームの設置や小学校における教科担任制の推進や全国的に広がりを見せているチーム担任制の導入等が考えられる。そうすることで、児童生徒の相談に応じる職員の心と時間の余裕も生まれるといった相乗効果も期待できる。</p> <p>学校が、児童生徒や保護者に相談内容例や校内相談チームの積極的活用を周知することで、児童生徒・保護者がSOSを出しやすくなることが期待できる。また、日常的に児童生徒の意見表明権を尊重することが、相談しやすさにつながると考えられる。</p> <p>例えば、学校は、児童生徒からの相談内容を整理し、SC等を中心に全職員で具体的なロールプレイなどを組み込んだ研修を行いながら、児童生徒が安心して話ができる体制を、学校全体で構築することが重要である。</p>		
B 担当課	指導課	総合支援課	健康教育課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 全ての小学校で一部教科担任制の授業が導入されている。交換授業についても、約55%の小学校が実施している。 チーム担任制は、年休がとりやすくなる、初任の先生はサポートをしてもらいやすいなどのメリットもあるが、情報共有の時間が必要になるなどの課題があり、実施校は1校である。 	<p>年に3回カウンセリングが必要な児童生徒について調査を行っている。その際に児童生徒にアンケートをとり、回答内容をもとに、養護教諭、担任より児童生徒に声をかけ、相談ができるようにしている。また、月1回、きずなアンケートを実施し、悩みの早期発見などに努めている。</p>	<p>養護教諭は他の職員と相互に連携して健康相談、日常的な健康状態の観察により、児童生徒等の心身の状況等を把握し、健康上問題があると認められた時は遅滞なく当該児童生徒に保健指導を行うとともに、必要に応じてその保護者にも指導に取り組んでいる。また、学校医等を含む地域の医療機関と連携し対応している。SCやSSW等の専門スタッフとの協働に向けて校内の体制を整えながら取り組んでいるところである。しかし、健康課題は学校で違いがあり取組状況には差がある。昨年度は心の健康をテーマに養護教諭研修会に取り組んだ。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応予定	対応中	対応中
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年における一部教科担任制の事例集を配付している。 小学校における一部教科担任制の実施状況調査を行う。 チーム担任制実施校へのヒアリングを行う。 	<p>児童生徒が相談しやすい環境づくり、また、アンケートを通して相談ができるきっかけを作っている。その中で、カウンセリングが必要と判断した場合はSCにつなげるようにしている。</p>	<p>養護教諭は学校内及び地域の医療機関との連携を推進する上でのコーディネーターとして体制を整え、児童生徒の相談支援体制の整備に取り組んでいる。そのために校内委員会にも積極的に参加している。各学校における健康相談や相談体制の構築の取組につながるよう本課では、学校訪問や研修会に引き続き取り組んでいく。</p>
E グループ 協議題	-	-	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム

	(2) 学校における体制整備	
	①	
A 中間 答申 対応 方針	<p>複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム</p> <p>学校は、複数教職員による指導・支援体制の充実を図るため、児童生徒が複数の教職員と触れ合うことができる機会をつくり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる体制を、より充実させる必要がある。</p> <p>例えば、養護教諭やS C等で構成される校内相談チームの設置や小学校における教科担任制の推進や全国的に広がりを見せているチーム担任制の導入等が考えられる。そうすることで、児童生徒の相談に応じる職員の心と時間の余裕も生まれるといった相乗効果も期待できる。</p> <p>学校が、児童生徒や保護者に相談内容例や校内相談チームの積極的活用を周知することで、児童生徒・保護者がS O Sを出しやすくなることが期待できる。また、日常的に児童生徒の意見表明権を尊重することが、相談しやすさにつながると考えられる。</p> <p>例えば、学校は、児童生徒からの相談内容を整理し、S C等を中心に全職員で具体的なロールプレイなどを組み込んだ研修を行いながら、児童生徒が安心して話ができる体制を、学校全体で構築することが重要である。</p>	
B 担当課	人権教育指導室	教育センター
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>児童生徒の意見表明権については、大人にも子どもにも周知する必要がある、児童の権利に関する条約のポスター掲示による周知を行っている。校則・生徒指導のあり方の見直しや子どもフォーラムなどの取組を通して周知及び実践も進んでいるところである。継続した取組が必要であるため、各園学校での取組が形骸化しないような対策が必要である。</p>	<p>令和5年度は、SD研修（自己啓発研修）において、専門家を招いて、カウンセリング研修を行った。カウンセリングの理論を学び、より現場に活かせるような演習課題を設定した。演習課題を「保護者からの相談対応」としたため、「不登校傾向の子どもへの対応」などより現場のニーズに応じた絞ったテーマで実施していく。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応予定	対応中
	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターは継続して作成し周知する。今年度も作成予定。 ・校則・生徒指導のあり方の見直しについては、他校のよい例を紹介するなど各学校での効果的な取組のための支援方法を検討していく。 ・日頃から子どもの声を大事にした授業づくりを推進していくために学校訪問を通じた指導及びミニ講座での研修に取り組んでおり、4年に1度の学校訪問は今年度末で全園・学校に訪問予定である。 	<p>年度始めと実施時期に、全校に研修案内を通知し、学校が必要に応じて研修者へ案内できるようにしている。年度ごとに演習課題の見直しを行い、現場のニーズを反映した演習課題になるようにしている。</p>
E グループ 協議題	-	-

	(2) 学校における体制整備		
	②		
A 中間 答申 対応 方針	<p>児童生徒の権利を守るためのルールの共有</p> <p>いじめ、体罰・暴言等の児童の権利侵害の事案が発生したときに、児童生徒の権利を守るためのルールを、児童生徒、保護者と学校とで共通理解することが重要である。教育委員会が、児童生徒間のいじめや暴力行為及び教師による体罰・暴言等に対応するルールを作成し、学校が入学時等に保護者や児童生徒に説明して共有することは、児童生徒の権利を徹底して守るための仕組みとして必要である。(例：大阪市「学校安心ルール」(スタンダードモデル))</p> <p>そのルールを整理する際には、例えば、いじめの場合には、児童生徒が「いじめ防止のための評価基準」を作成し、それを活用して学校のいじめ発生リスクを自身で評価する判断力や行動力を育成することで、児童生徒の主体的な未然防止活動につながり、より効果的な対策であると考えられる。</p>		
B 担当課	教育政策課	総合支援課	人権教育指導室
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>令和2年度から子どもを守る相談票を導入し、同相談票が提出された場合は学校問題対応チームが調査し体罰等審議会に諮ることになっている。しかし、子どもを守る相談票の認知度に課題があり、令和5年度のアンケート調査では82.5パーセントの保護者が知らないと答えた。</p>	<p>入学式の校長挨拶で、いじめ防止について話題にしてもらうようにしている。いじめや暴力行為についてのルールを教育委員会で作成することは行っていない。</p>	<p>児童の権利に関する条約の認知度について、「内容まで知っている」と答えた割合は小中ともに半数に満たない。児童生徒自身への子どもの権利についての周知を進めるとともに、いじめを許さない態度の育成のため、教育活動全体を通じた人権教育と道徳教育の充実をさらに進めていく必要がある。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状 況)	対応予定	対応中	対応予定
	<p>安心安全メールを通じて毎年保護者に周知しているほか、熊本市のホームページにも子どもを守る相談票の書式を掲載している。更なる認知度の向上に向けて「すぐる」の活用等の周知方法を検討していく。</p>	<p>年3回実施している生徒指導主任主事会で、生徒指導主任主事に対していじめの定義を周知している。また、いじめ根絶強化月間(名称検討中)において各学校の発達段階に応じて、いじめ問題について話題にし、いじめ防止に向けての実践事項を考えてもらうようにしている。</p>	<p>児童の権利に関する条約および子ども基本法について、啓発ポスターや子どもフォーラム等を利用して、継続的に周知を進める。</p> <p>人権学習の授業の充実については、学校訪問での全職員での授業づくりを通して指導を行っていくとともに、教育活動全体を通じた人権教育の充実について、校長園長会や人権教育主任会、研修等で折に触れ周知していく。</p>
E グループ 協議題	-	-	-

	(2) 学校における体制整備	
	③	
A 中間 答申 対応 方針	<p>いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用 学校は、今後も、児童生徒や保護者からいじめ等の不安や相談があったときに適切に対応できる体制を整えることが求められる。</p> <p>いじめ等重大事案について、学校は対象教職員に調査報告書を確認し理解する機会を設けることが必要である。これにより、教職員は客観的に自身の行動を振り返ることができ、再発防止に役立つことが期待できる。</p> <p>いじめ事案の場合には、学校は、加害者とされた児童生徒やその保護者に対して、その調査結果を共有した上で本人の内省を促すとともに、問題の真の解決のために必要な指導や支援をともに考えていく機会を持つことが必要である。</p>	
B 担当課	総合支援課	人権教育指導室
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> これまで発生してきた事案をもとに再発防止に向けた第三者委員会からの提言を研修等を通して、教職員への学校でも起こりうるものとして危機意識を高める必要がある。 加害児童生徒や保護者へ内省を促す前に、加害児童生徒が行為自体を認めず、被害者、加害者共に事実が一致せず、お互いの主張で学校職員が間に立ち苦慮している。 	<p>いじめを許さない態度の育成や人権感覚を高める人権教育について、すべての教育活動を通じて行われているところであるが、継続して取り組むことが不可欠である。また、いじめを許さない学校学級づくりのために、教職員一人一人の人権感覚を磨いていくことも必要である。そのため、校内でできる研修等を作成配付し、活用を促している。</p> <p>いじめ等重大事案が発生した場合、その後必要な指導や支援について学校から要請があった場合には、個別に対応していくことが必要である。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応中	対応中
	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員会からの提言を受け、主任主事会や研修等で教職員へ周知している。 学校は、被害者、加害者の双方から事実の聴き取りを行っているが、事実が一致しないことから解決が困難になっている。また、被害者側の処罰感情が強いことから何度謝罪しても受け入れてもらえないことや学校へ対応の責任を迫るなど過剰な要求が続く。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校訪問や研修等の機会を捉え、すべての教育活動における人権教育の推進について各園・学校に継続的に周知、指導していく。 教職員の人権感覚については「人権感覚チェックリスト」や「隠れたカリキュラム」等のテーマで研修プログラムを作成し、令和5年度より配付している。 いじめ等重大事案発生時の学校からの要請には、今後も個別に対応していく。
E グループ 協議題	-	-

	(2) 学校における体制整備		
	④		
A 中間 答申 対応 方針	<p>迅速な初期対応体制</p> <p>学校は、危機管理対応マニュアルやチャートを全教職員に徹底し、どの教職員でも迅速かつ的確な初期対応ができるようにしておく必要がある。また、教職員が訴えを把握した際には、かかわる児童生徒の個人情報保護に十分配慮しながら、直ちに校内全職員で情報を共有することが重要である。</p>		
B 担当課	教職員課	総合支援課	健康教育課
C 対応 方針 に対する 現状と 課題	<p>不祥事が起こった場合は、直ちに教職員課に事故報告書を提出するよう義務付けており、学校と連携して適切に対応している。</p>	<p>各学校でいじめ防止基本方針は作成・見直しをしているが校内全職員が把握しているとはいえない現状である。</p>	<p>危機管理マニュアルについては全校（園）で作成済みで、毎年見直しを依頼している。フローチャートについても当課からひな型を示し、迅速で的確な初期対応ができるよう、助言と指導を行っている。また毎年8月に研修を実施し、実効的なものになるように見直しを行っている。</p>
D 対応 状況 (進捗 状況)	対応予定	対応予定	対応予定
	<p>不祥事が起こった場合における迅速かつ確実な事故報告書の提出について、あらためて周知徹底を図る。</p>	<p>学校いじめ防止等対策委員会の中で、いじめ防止基本方針の見直しを徹底してもらっているが、実際に全職員に徹底することは難しいことから、生徒指導主任・主事会等で周知を図っていく。</p>	<p>令和6年4月4日付で「学校事故対応に関する指針」の改訂について通知（文科通知）を発出し、事故発生の未然防止に努めるよう各学校に依頼。</p> <p>5月の安全調査で各校の状況を確認。</p> <p>危機管理マニュアルの見直しについて、本年9月をめどに依頼予定。</p>
E グループ 協議題	-	-	-

	(2) 学校における体制整備	(2) 学校における体制整備
	⑤	⑥
A 中間 答申 対応 方針	<p>効果的な人権教育研修の実施</p> <p>学校においては、体罰・暴言等やいじめを未然に防止するために、学校教育活動の中で効果的な人権教育研修を実施することが求められる。教職員に対しては、自らの日ごろの言動を振り返り、児童生徒を尊重し生き生きと活動できる関わりができていたか、逆に児童生徒を萎縮させる関わりとなっていないか等、教職員相互で対話し内省を促すような研修の機会を持つことが望まれる。</p> <p>同時に、学校全体でこどもの人権を軸として、人権に関する理解を深めることが重要である。児童生徒や同僚の教職員、保護者や地域住民など、学校を共に支える関係者一人ひとりを大切にするような働きかけを常に行うことが望ましい。そのために、授業や研修などの機会を通して、教職員、児童生徒、保護者がともに学ぶことができる環境づくりを行っていく必要がある。</p>	<p>不適切指導の基準の明確化</p> <p>教職員による児童生徒への不適切指導については、様々な様態があり不適切かどうかの判断が難しい場合があるため、不適切指導の基準を明確にすることで、指導に対しての認識を正すことにつながることを期待できる。</p> <p>例えば、熊本市体罰等審議会においても、教職員による児童生徒への長時間にわたる叱責や大声での叱責が、暴言等と判断されるケースがある。</p> <p>更に、保護者が大声でこどもを叱責することは、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁止されている児童虐待にあたる行為となる場合もある。これらを踏まえ、どのくらいの時間が「長時間」に該当するのか、「大声」とは何なのか、どのような言葉がけが禁止されるのか、などという具体的な「基準」を明確にすることが考えられる。</p>
B 担当課	人権教育指導室	教育政策課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>子どもの人権をはじめ、人権に関する理解を深めるための教職員対象の研修については、職種や経験年数に応じた悉皆研修および教育セミナー等を実施しており、毎年多くの参加があり、受講者の満足度も高い。</p> <p>園・校内での研修については、「不祥事防止研修」の一つとして、従来より各校独自で取り組んでいる体罰・暴言等の防止研修に加え、令和5年度に、対話を重視し、互いの奨励点や課題を共有し、改善に向けて共に考えることを目的とした研修プログラム「幸せな園・学校づくりのための教職員研修」を6つ作成し各園・学校に配付。令和5年度末の調査では77%の園・学校で活用されている。</p> <p>保護者がともに学ぶことができる環境づくりについては、PTA活動の縮小や行事の精選等の関係からも難しく、啓発に苦慮している。</p>	<p>現状として、不適切指導の基準が明確化されていない。明確化することで指導に対しての認識を正すとともに学校教育法等の法改正にも反映されるよう要望していくことが必要である。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応予定	対応予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の研修については、これまでの取り扱い実績や現場のニーズに合わせたテーマや講師を選定し、昨年度と同数の研修を実施する。 ・各園・学校で実施する校内研修については、現場からの声を受け、新たに2つのプログラムを作成し配付予定。今後も検討開発していく。 ・保護者に対しては、学級懇談等を利用し、現場が無理なく、教職員と保護者一緒に研修できるようなプログラムを作成するよう検討していく。 	<p>体罰等審議会における事案を分析し、体罰に当たらないまでも不適切な指導と判断されるケースもあることなどを盛り込んだ「明確な基準」を作成するよう検討をしていく。</p>
E グループ 協議題	効果的な人権教育研修の実施	-

	(3) こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備		
	①		
A 中間 答申 対応 方針	<p>こどもの権利サポートセンターの活用</p> <p>保護者から学校への相談では、学校が担うべきこと以外の相談もあり、教職員が相談対応への労力を費やさなければならない。また、保護者からの相談に学校内で解決できない場合や、解決しようとしても相談者の納得が得られない場合もある。相談者が納得しない案件については、学校や教育委員会以外の組織の方が相談・対応しやすいと考えられることから、令和6年(2024年)1月、こども局にこどもの権利サポートセンター(以下、センター)が設置されたことには大きな期待を寄せている。</p> <p>センターが相談を受け、児童生徒の権利利益を擁護し、児童生徒や保護者が納得できる前向きな解決を目指すにあたって、教育委員会は、必要に応じ、センター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、児童生徒や保護者に説明したりすることに対し、積極的に協力・連携していくことが重要である。</p>		
B 担当課	教育政策課	総合支援課	こどもの権利サポートセンター (こども局)
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>教育委員会(各課)と、こどもの権利サポートセンターとの連携状況だが、どのような場合に、どの段階で連携するか、今後、制度をより良いものにしていくために具体的方法を検討していく必要がある。</p>	<p>・学校、教育委員会へ不信感を持っているこども、保護者が相談することから、第三者的な立場として介入が必要である。また、当事者など関係者が入るとなかなか解決につながらないケースがあることから、第三者的な立場としての対応が必要である。(こども、保護者と学校、教育委員会のこじれた関係等の調整役も必要)</p> <p>・こどもの権利サポートセンターと教育委員会との常時お互いの情報が共有できる体制が必要である。</p>	<p>学校の内外を問わず、こどもの権利に関する相談を受け、事案の早期解決に向け取り組んでおり、相談対応員7名に加え、外部の弁護士や福祉分野の有識者による体制を構築し、多角的な支援の検討を行っている。</p> <p>対応を行うにあたり、学校や教育委員会との協力・連携は必要不可欠と考えている。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応中	対応中	対応中
	<p>今後、対応していくためにも、連携状況を調査し、課題を整理し関係部署との役割分担等の具体的な方針を協議する必要がある。</p>	<p>・こどもの権利サポートセンターが学校や教育委員会に不信感を持っているこども、保護者からの相談を受け、学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、児童生徒や保護者に説明するなど積極的に連携・協力をしている。</p>	<p>昨年度、当センターに146件(実数)の相談が寄せられ、約1,400回(延べ)の対応を行った。</p> <p>学校や福祉部門などの関係機関と連携し、支援のコーディネートや直接支援、進捗状況の確認などを行っており、学校訪問や保護者及びこどもとの面談なども行っている。</p>
E グループ 協議題	-	-	-

		(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備	
		①	②
A	中間答申 対応方針	<p>資格保有者数や養成機関の状況調査</p> <p>教育委員会は、人材確保に実効性をもたせるために熊本市の地域リソースの実態を調査する必要があり、社会福祉士、公認心理師などの資格について、市内や県内にどれだけの資格保有者が存在するのか等を把握することが急務である。例えば、教育委員会と大学等で協議会を設置し、熊本市におけるSCやSSWの活動状況、今後のニーズやSCやSSWの資格保有者情報等を共有し、SCやSSWの確保に向けて連携することが考えられる。</p>	<p>児童相談所や法務少年支援センター等との連携</p> <p>学校は、児童生徒が暴力行為等を繰り返すなど、児童生徒の年齢によっては少年法の下で適切に処遇することが望ましい場合には、警察への相談や通告を行うとともに、あわせて法務少年支援センター（少年鑑別所）や警察署等の専門家の助言などを積極的に活用することが考えられる。この際、教育委員会は、警察への相談・通告等の基準を明確に定め、学校・地域・保護者・児童生徒と共有しておく必要がある。</p> <p>学校は、児童生徒や保護者が児童相談所に相談する場合や、警察からの送致がなされた場合は、児童相談所と連携し、相談や支援体制を図る必要がある。</p>
B	担当課	総合支援課	総合支援課
C	対応方針に対する現状と課題	<p>現在、SSW養成を行っている市内の大学からのSSW実習を受け入れており、情報共有をしながら、連携している。</p> <p>SCに関しては応募は多数あるものの、配置時間との兼ね合いからSCの人数を調整している。</p>	<p>諸問題に対し、各校からの警察への相談や通告等はスクールサポーターの指導助言を得ながら継続的に進めている。しかし、法務少年支援センターは学校の認知度も低く、業務内容も周知徹底できていない現状がある。警察への相談・通告等の明確な基準はないが、各校の判断において、適宜各警察署と情報共有を行っている。</p> <p>児童相談所とも情報を共有しながら、個別のケースに応じて連携を図っている。</p>
D	対応状況（進捗状況）	対応中	対応予定
		<p>現在、SSW養成を行っている市内の大学からのSSW実習を受け入れており、情報共有をしながら、連携している。</p>	<p>今後も警察や児相との連携を深め、諸問題に対応していく。また、学校へは積極的に関係機関との連携について周知している。法務少年支援センターについては業務内容等の周知方法や連携の在り方を検討していく。</p>
E	グループ協議題	-	-

(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備			
		③	④
A 中間 答申 対応 方針	<p>学校以外の機関による保護者対応</p> <p>保護者が学校に対して威圧的な言動を行った場合、学校側は学校関係者以外の弁護士等の代理人を立てることができるような仕組みを整備するとともに、必要な場合には警察等の外部専門機関への相談もあり得るという方針を保護者に周知しておくべきである。</p> <p>学校外のトラブルや保護者同士のトラブル等については、法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）などを推奨し、こどもの権利に関わることはこどもの権利サポートセンターをはじめとする市長事務部局の関係機関に協力を依頼するべきである。このような仕組みづくりは、学校が児童生徒の教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐために、保護者対応に過剰な対応をしない仕組みを整備することも検討すべきである。</p>		<p>外部専門家による学校への助言と評価</p> <p>教育委員会は、学校が問題を抱え込み、孤立して問題解決にあたることのないよう、外から学校を支援できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>例えば、校長からの要請や教職員・児童生徒・保護者からの教育委員会・センター等への相談に応じ、法律、福祉、医療、教育等の外部専門家による助言を受けられるようにしたり、学校運営協議会で報告することによって、フォローアップや評価などが受けられるようにしたりするなどの支援が考えられる。</p>
B 担当課	教育政策課	こどもの権利サポートセンター (こども局)	地域教育推進課
C 対応 方針 に 対 す る 現 状 と 課 題	<p>現状の課題として、警察や法務省、関係機関との連携の在り方を考える必要がある。また、スクールロイヤー制度との関連や、学校から教育委員会が引き継ぐ体制等も課題として整理していく必要がある。</p>	<p>サポートセンターは、学校の内外を問わず、こどもの権利に関する相談を受け、事案の早期解決に向け取り組んでいる。</p> <p>こどもの権利に関する相談については、学校や教職員からも受け付けており、実際に相談もあっている。</p> <p>こどもの権利に関する事案の対応については、学校や教育委員会との協力・連携は必要不可欠と考えている。</p>	<p>現在、本課で学校運営協議会の導入に向けて研究、検討を行っております。現在のところ熊本市の幼・小・中・高において学校運営協議会を設置している学校（コミュニティ・スクール）は0%です。</p> <p>令和6年度から実施する地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進事業モデル校（4校）において外部との連携・協働を推進する地域学校協働推進員の予算措置がなく、今後の予算獲得のメドも立っていません。</p>
D 対応 状況 (進 捗 状況)	対応予定	対応中	対応予定
	<p>スクールロイヤー制度や、文科省が進める「学校問題解決支援コーディネーター」の配置なども併せて検討していく必要がある。また、今後の方針を決定するためにも、関係部署と連携し協議していく必要がある。</p>	<p>サポートセンターは支援のコーディネイトや直接支援、進捗状況の確認などを行っているが、学校からの相談を受け、福祉部門と連携して対応した事案や保護者との仲介などを行っている。</p>	<p>今後、事業の目的や方針、仕組みなどをしっかりと研究・検討し、本格導入に向けて予算獲得を含めた事業化に向けて取り組んでいく予定。</p>
E グループ 協議題	-	-	外部専門家による学校への助言と評価

(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備			
⑤			
A 中間答申 対応方針	<p>教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制 不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものである。学校は、児童生徒や保護者に対し、教育支援センター「フレンドリー」やフリースクール等の学校以外の学びの場の選択肢があることを説明することによって、学校では学びにくい児童生徒の学ぶ権利を保障し、育ちの場の選択肢となり得ることが期待できる。 今後、フリースクール等の学校以外の学びの場との連携を図り、不登校支援におけるノウハウを参考にすることを期待する。</p>		
B 担当課	地域教育推進課	指導課	総合支援課
C 対応方針に対する現状と課題	<p>昨年度「Kumamoto Education Week」において、熊本市内のオルタナティブスクールの代表に依頼し、オルタナティブスクール・フリースクールの紹介＆トークライブ「選べる！」を企画・実施していただいた。</p>	<p>様々な学びの場において児童・生徒の学ぶ権利が保障されるように、学校と教育支援センター「フレンドリー」やフリースクール等との連携の中で、出席状況や学習評価について共通理解を図るよう、全校に文書を発出した。</p>	<p>本市のホームページにおいて、教育支援センター「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」だけでなくフリースクール等の民間施設など、学校以外の学びの場があることを掲載し、情報の発信を行っている。個々のフリースクール等民間施設との連携は行っているが、連絡協議会等の全体で情報共有するまではまだ至っていない。</p>
D 対応状況（進捗状況）	対応中	対応予定	対応予定
	<p>オルタナティブスクールやフリースクールだけでなく、NPOや企業等、多様な教育の担い手に働きかけ、Kumamoto Education Weekへのプログラムへの参加希望があれば、積極的に受け入れている。</p>	<p>今後、関係機関との更なる連携を行うためにも、連携状況を調査し、学びの多様性に対応していく。</p>	<p>今年度フリースクール等の民間施設との連絡協議会（仮）の実施に向けて協議中。</p>
E グループ協議題	-	-	<p>教育支援センターやフリースクール等の……選択できる体制</p>

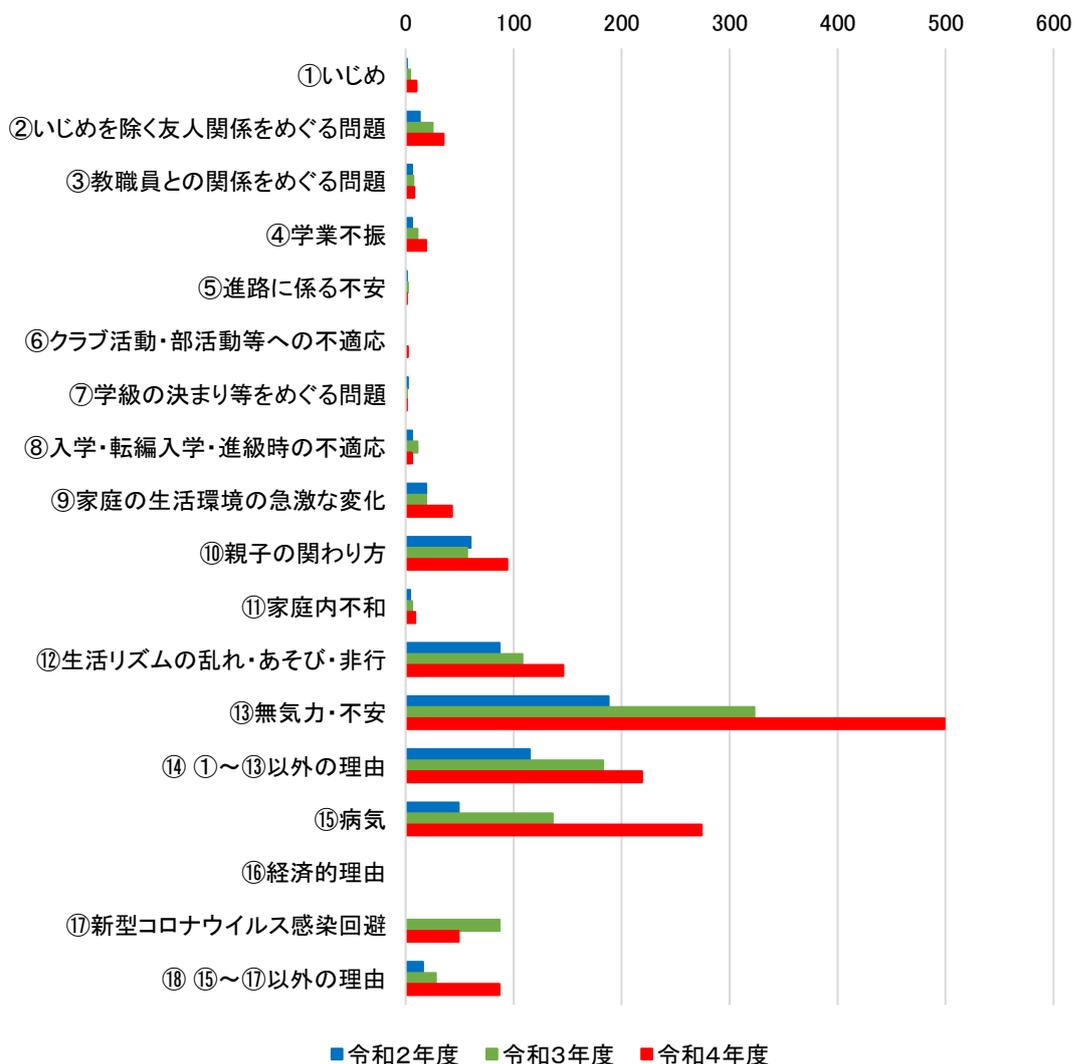
	(5) 国への提言		
	①	②	③
A 中間答申 対応方針	<p>専門家配置に係る国の財政支援の強化</p> <p>学校の運営において、教材研究や授業準備のための時間を確保するためにも、保護者対応や児童生徒対応などについては、教職員以外の専門家の支援が必要である。特に、SCやSSWの必要性は増大しており、学校への常勤配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定したり、福祉的役割等を担う職員を学校へ配置したりするための財政支援を、引き続き強く国に要望していくべきである。</p>	<p>重大事案における専門調査員制度の創設</p> <p>現在、こども家庭庁は、「いじめ調査アドバイザー制度」を設け、いじめ重大事態調査を行う自治体や学校法人などに助言を行っている。更なる対策として、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、国の専門調査員が事実関係を直接調査し、事案を検証することで、再発防止策に生かされるような制度設計を、教育委員会から国に提言することが考えられる。</p>	<p>いじめ防止対策推進法の規定の再検討</p> <p>いじめ防止対策推進法（以後、推進法）制定以前の定義では、いじめ問題を見逃すケースがあったため、改正によって現行の定義となった経緯がある。</p> <p>今後は、いじめの深刻度に応じて、自治体の対応方法に軽重をつけた運用を行う事案のトリアージ等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けた児童生徒自身に十分寄り添うものにすべきという意見がある。</p> <p>現在、推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることがいじめ認定の要件となっているが、この定義が広すぎるために、児童生徒同士において当然想定されるトラブルに学校・教職員がむやみに介入せざるをえず、結果として、児童生徒同士の人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。</p> <p>推進法では、重大事態の調査を義務付けているが、国がいじめ防止の対応策を検討する際には、調査が適切に行われているか、こどもの権利の視点から被害者と加害者の両方に適切な対応がなされているかについて検証する必要がある。</p> <p>このような現状をふまえ、推進法の改正や、いじめ重大事態ガイドラインの見直しについて、国に提言することも考えられる。</p>
B 担当課	総合支援課	総合支援課	総合支援課
C 対応方針に対する現状と課題	<p>SC、SSWの事業については、定期的に国からの調査がっており、補助の対象になっている。</p>	<p>・いじめ調査アドバイザー制度を活用したが、教育委員会、学校としては、調査組織として入っていただき調査するなどの対応が必要だと感じている。</p>	<p>・中間答申の通り、法の見直し改正が必要である。</p> <p>国の方針が見直し改正されていないが、本市のいじめ防止基本方針の早急な見直し、改正が必要である。</p> <p>・学校現場では、被害側に寄り添いながら対応するものの、いじめ防止対策推進法をもとに保護者の一方的な法の解釈により過剰な要求に苦慮しているケースが多くなっている。</p> <p>・児童生徒同士のトラブルに学校・教職員がむやみに介入せざるをえず、結果として、児童生徒同士の人間関係の希薄さにつながることは学校現場も感じてはいると言える状況ではない。</p>
D 対応状況（進捗状況）	<p>対応予定</p> <p>現在、事業費の3分の1までの補助金が支給されているが、SSWに関しては3分の1に満たない状況である。今後要望などをしていく必要がある。</p>	<p>対応中</p> <p>・昨年度、いじめ調査アドバイザー制度を活用。相談内容をまとめ家庭庁に送り、助言をいただいている。</p>	<p>対応中</p> <p>・いじめ防止対策推進法の第2条いじめの定義、第28条における重大事態への対処、いじめ重大事態の対応に沿って対応している。</p> <p>・本市のいじめ防止基本方針についてもいじめ防止等対策委員会の助言をいただきながら見直し改正に取り組んでいる。</p>
E グループ協議題	-	-	-

グループ協議日、班組み合わせ、協議題等一覧(案)

グループ協議日	班	時間帯	班組み合わせ	グループ協議題	中間答申記載箇所【進捗管理シート頁】	協議題提案課	関係課
8/19 (月)	①	10:00-12:00	南部委員 中西委員 藤田委員 出川委員	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チームについて	(2)-① 【進捗管理シート、P12,13】	健康教育課	・指導課 ・総合支援課 ・人権教育指導室 ・教育センター
	②	13:30-15:30	南部委員 中西委員 村田(禎)委員 平生委員	教職員が自らの問題行動に向き合える研修について	(1)-(ウ)-② 【進捗管理シート、P11】	教育政策課	・教職員課 ・教育センター
8/23 (金)	③	10:00-12:00	坪田委員 村田(晃)委員 西村委員 白石委員	教育委員会内の相談窓口の一元化について	(1)-(ア)-① 【進捗管理シート、P5】	教育政策課	・教職員課 ・総合支援課
	④	13:30-15:30	坪田委員 富永委員 比江島委員 森委員	教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制について	(4)-⑤ 【進捗管理シート、P21】	総合支援課	・地域教育推進課 ・指導課
10/7 (月)	⑤	10:00-12:00	末富委員 比江島委員 西村委員 白石委員	効果的な人権教育研修の実施について	(2)-⑤ 【進捗管理シート、P17】	人権教育指導室	・総合支援課 ・教育センター
	⑥	13:30-15:30	末富委員 村田(晃)委員 村田(禎)委員 上田委員	問題を起こした教職員の担任変更等の基準について	(1)-(ア)-⑤ 【進捗管理シート、P9】	教職員課	教育センター
10/21 (月)	⑦	10:00-12:00	青木委員 藤田委員 出川委員 森委員	外部専門家による学校への助言と評価について	(4)-④ 【進捗管理シート、P20】	地域教育推進課	総合支援課
	⑧	13:30-15:30	青木委員 富永委員 平生委員 上田委員	音声記録等による客観性の担保について	(1)-(ア)-③ 【進捗管理シート、P7】	教職員課	・教育政策課 ・学務支援課

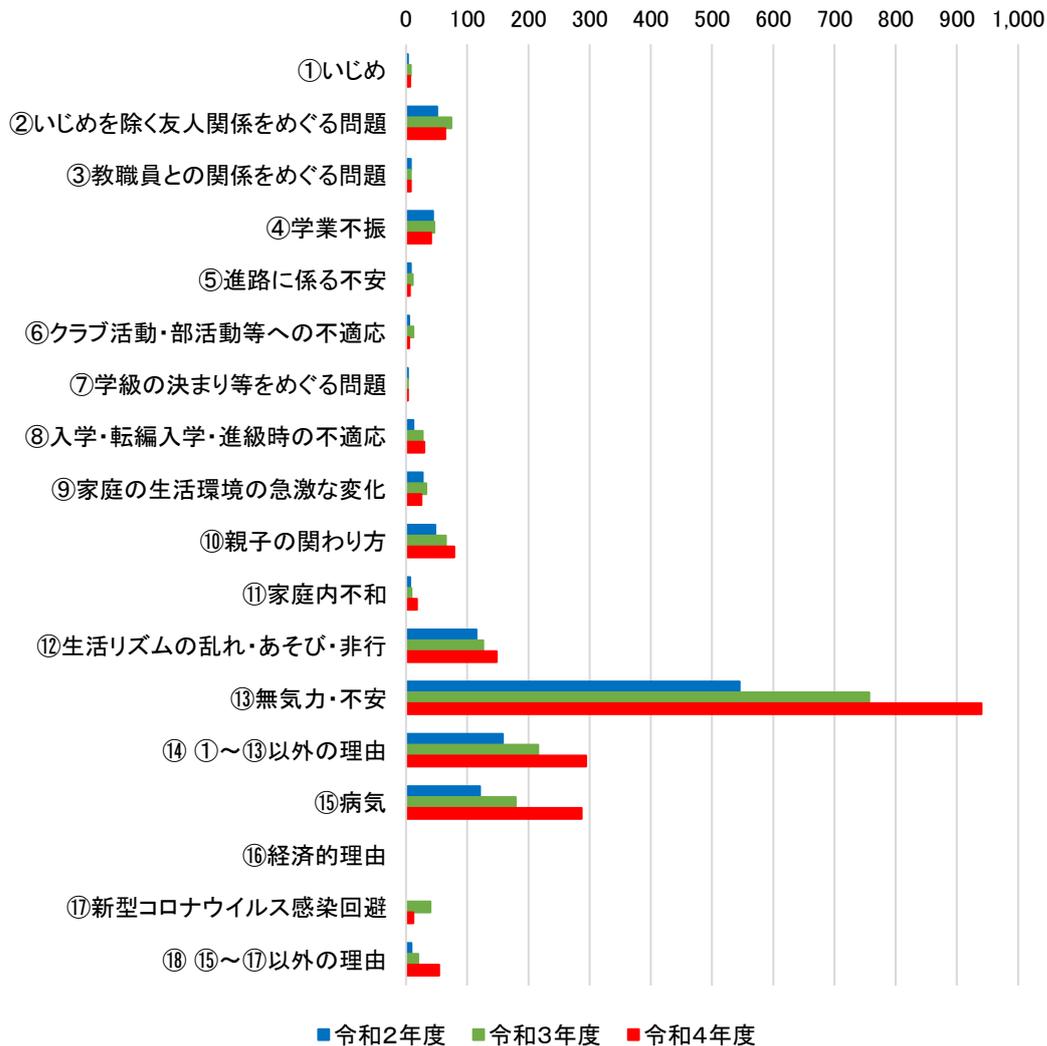
要因別長期欠席者数(小学校)

要因		令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校	①いじめ	1	4	10
	②いじめを除く友人関係をめぐる問題	13	25	35
	③教職員との関係をめぐる問題	6	7	8
	④学業不振	6	11	19
	⑤進路に係る不安	1	2	1
	⑥クラブ活動・部活動等への不適應	0	0	2
	⑦学級の決まり等をめぐる問題	2	1	1
	⑧入学・転編入学・進級時の不適應	6	11	6
	⑨家庭の生活環境の急激な変化	19	19	43
	⑩親子の関わり方	60	57	94
	⑪家庭内不和	4	6	9
	⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	87	108	146
	⑬無気力・不安	188	323	499
	⑭ ①～⑬以外の理由	115	183	219
不登校小計①		508	757	1,092
不登校以外	⑮病気	49	136	274
	⑯経済的理由	0	0	0
	⑰新型コロナウイルス感染回避	0	87	49
	⑱ ⑮～⑰以外の理由	16	28	87
不登校以外小計②		65	251	410
合計(①+②)		573	1,008	1,502



要因別長期欠席者数(中学校)

要因		令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校	①いじめ	3	8	7
	②いじめを除く友人関係をめぐる問題	51	74	64
	③教職員との関係をめぐる問題	8	8	8
	④学業不振	44	46	41
	⑤進路に係る不安	8	11	6
	⑥クラブ活動・部活動等への不適應	5	12	5
	⑦学級の決まり等をめぐる問題	3	3	3
	⑧入学・転編入学・進級時の不適應	12	27	30
	⑨家庭の生活環境の急激な変化	27	33	25
	⑩親子の関わり方	48	65	79
	⑪家庭内不和	7	9	18
	⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	115	126	148
	⑬無気力・不安	545	757	940
	⑭ ①～⑬以外の理由	158	216	294
不登校小計①		1,034	1,395	1,668
不登校以外	⑮病気	121	179	287
	⑯経済的理由	0	0	0
	⑰新型コロナウイルス感染回避	0	40	12
	⑱ ⑮～⑰以外の理由	9	20	54
不登校以外小計②		130	239	353
合計(①+②)		1,164	1,634	2,021



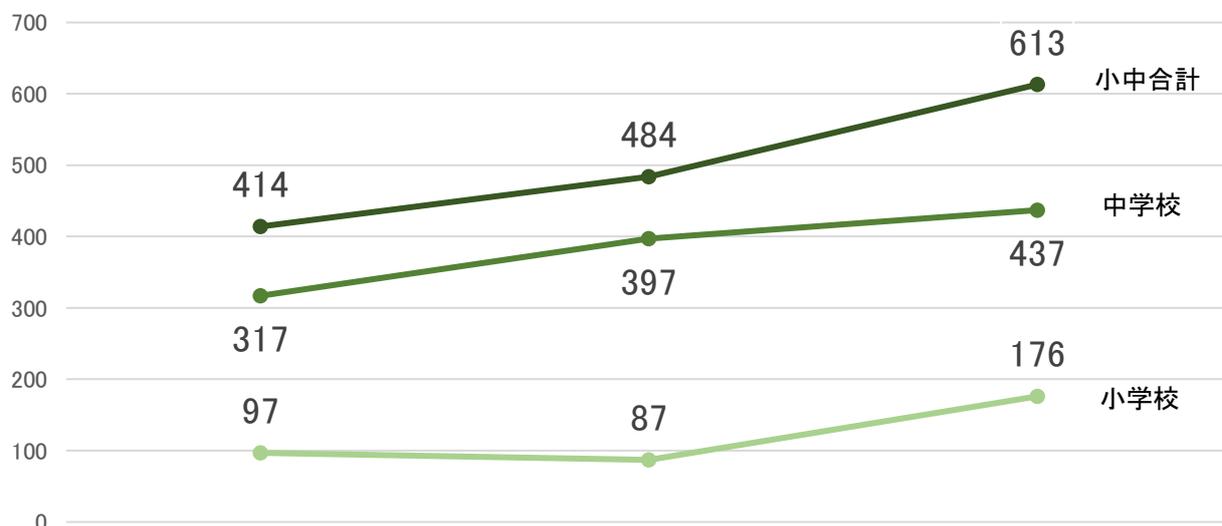
不登校児童生徒のつながりについて

	年度	小学校	割合	中学校	割合	小中合計	割合
不登校児童生徒数	R2	508		1,034		1,542	
	R3	757		1,395			
	R4	1,092		1,668			
100日以上欠席者総数 (割合:不登校児童生徒数に対するもの)	R2	215	42.3%	507	49.0%	722	46.8%
	R3	380	50.2%	803	57.6%	1,183	55.0%
	R4	453	41.5%	925	55.5%	1,378	49.9%
①公的機関	R2	8	3.7%	23	4.5%	31	4.3%
	R3	36	9.5%	74	9.2%	110	9.3%
	R4	24	5.3%	42	4.5%	66	4.8%
②フリースクール等の民間施設	R2	76	35.3%	54	10.7%	130	18.0%
	R3	100	26.3%	76	9.5%	176	14.9%
	R4	109	24.1%	109	11.8%	218	15.8%
③オンライン学習支援	R2	29	13.5%	59	11.6%	88	12.2%
	R3	126	33.2%	153	19.1%	279	23.6%
	R4	134	29.6%	225	24.3%	359	26.1%
④別室での学習支援	R2	15	7.0%	74	14.6%	89	12.3%
	R3	52	13.7%	200	24.9%	252	21.3%
	R4	69	15.2%	227	24.5%	296	21.5%
①～④どこにもつながっていない児童生徒	R2	97	45.1%	317	62.5%	414	57.3%
	R3	87	22.9%	397	49.4%	484	40.9%
	R4	176	38.9%	437	47.2%	613	44.5%

(割合は100日以上欠席者総数に対するもの)

①～④は複数回答可

学習支援場所において、どこにもつながっていない児童生徒数

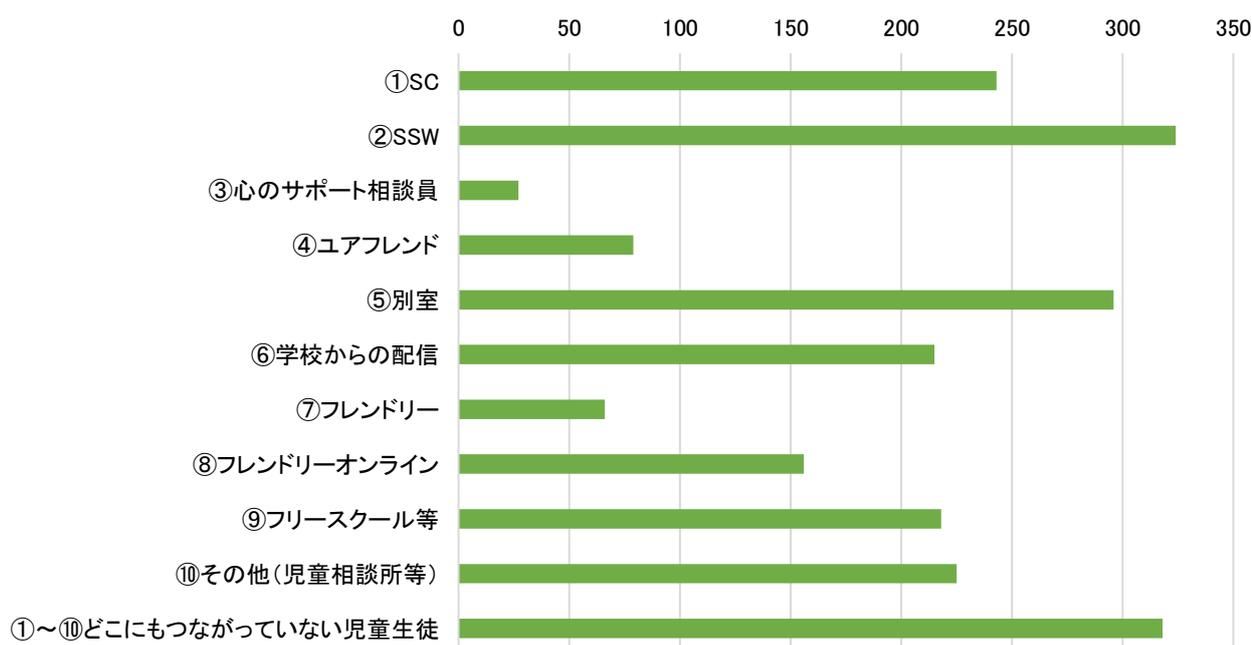


不登校児童生徒のつながりについて(令和4年度)

	小学校	割合	中学校	割合	小中合計	割合	
不登校児童生徒数	1,092		1,668		2,760		
100日以上欠席者総数 (割合:不登校児童生徒数に対するもの)	453	41.5%	925	55.5%	1,378	49.9%	
(割合は100日以上欠席者総数に対するもの)	①SC	72	15.9%	171	18.5%	243	17.6%
	②SSW	119	26.3%	205	22.2%	324	23.5%
	③心のサポート相談員	27	6.0%	0	0.0%	27	2.0%
	④ユアフレンド	43	9.5%	36	3.9%	79	5.7%
	⑤別室	69	15.2%	227	24.5%	296	21.5%
	⑥学校からの配信	110	24.3%	105	11.4%	215	15.6%
	⑦フレンドリー	24	5.3%	42	4.5%	66	4.8%
	⑧フレンドリーオンライン	36	7.9%	120	13.0%	156	11.3%
	⑨フリースクール等	109	24.1%	109	11.8%	218	15.8%
	⑩その他(児童相談所等)	75	16.6%	150	16.2%	225	16.3%
	①~⑩どこにもつながっていない児童生徒	78	17.2%	240	25.9%	318	23.1%

①~⑩は複数回答可

100日以上不登校生のつながり(令和4年度)小中合計

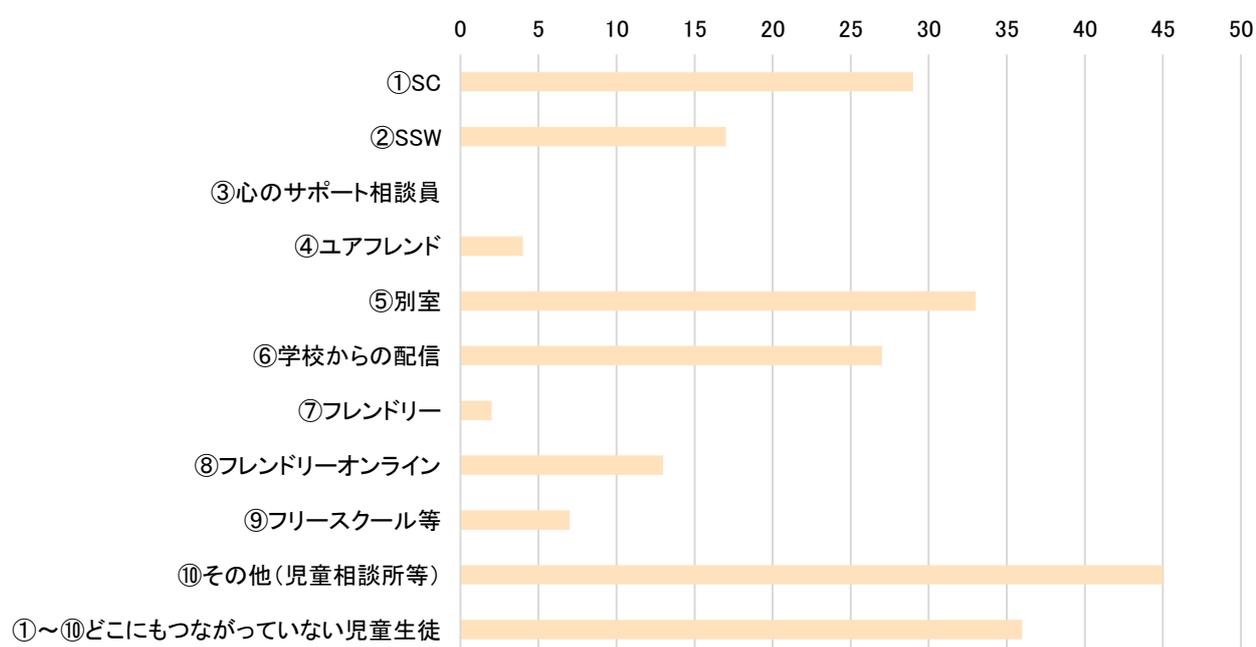


不登校以外の長期欠席児童生徒のつながりについて(令和4年度)

		小学校	割合	中学校	割合	小中合計	割合
不登校以外の長期欠席児童生徒数		410		353		763	
100日以上欠席者総数 (割合:不登校以外の長期欠席児童生徒数に対するもの)		37	9.0%	109	30.9%	146	19.1%
(割合は100日以上欠席者総数に対するもの)	①SC	3	8.1%	26	23.9%	29	19.9%
	②SSW	4	10.8%	13	11.9%	17	11.6%
	③心のサポート相談員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	④ユアフレンド	2	5.4%	2	1.8%	4	2.7%
	⑤別室	3	8.1%	30	27.5%	33	22.6%
	⑥学校からの配信	11	29.7%	16	14.7%	27	18.5%
	⑦フレンドリー	0	0.0%	2	1.8%	2	1.4%
	⑧フレンドリーオンライン	2	5.4%	11	10.1%	13	8.9%
	⑨フリースクール等	5	13.5%	2	1.8%	7	4.8%
	⑩その他(児童相談所等)	5	13.5%	40	36.7%	45	30.8%
	①～⑩どこにもつながっていない児童生徒	11	29.7%	25	22.9%	36	24.7%

①～⑩は複数回答可

100日以上不登校以外の欠席者のつながり(令和4年度)小中合計



令和6年度(2024年度) スクールソーシャルワーカー(SSW)配置 (令和6年4月1日)

人数	中学校・高校・特別支援学校名	小学校名	幼稚園名	合計学校数	拠点校
1	江原中・鹿南中	本荘小・春竹小・菱形小・桜井小・田原小		7	京陵中
2	帯山中・井芹中	託麻原小・帯山西小・帯山小・花園小		6	
3	藤園中・西山中・千原台高・あおば支援	城東小・慶徳小・五福小・一新小・城西小	一新幼	10	
4	江南中・三和中・河内中	向山小・高橋小・池上小・城山小・河内小	向山幼	9	
5	竜南中・北部中・必由館高	碩台小・清水小・川上小・西里小・北部東小	碩台幼	9	
6	芳野中・五霊中・植木北中	芳野小・植木小・山本小・山東小・吉松小・田底小		9	
7	花陵中・京陵中	古町小・白坪小・春日小・壺川小・池田小・高平台小		8	
8	錦ヶ丘中	山ノ内小・尾ノ上小・月出小		4	西原中
9	桜山中・東部中・武蔵中	黒髪小・託麻北小・武蔵小・弓削小		7	
10	二岡中・桜木中	託麻東小・桜木小・桜木東小		5	
11	湖東中・清水中	泉ヶ丘小・健軍小・麻生田小・城北小		6	
12	東野中・東町中	秋津小・若葉小・東町小・健軍東小		6	
13	長嶺中・龍田中	託麻南小・長嶺小・龍田小・龍田西小		6	
14	楠中・西原中	楠小・楡木小・西原小・託麻西小	楠幼	7	
15	下益城城南中	豊田小・隈庄小・杉上小	隈庄幼	5	託麻中
16	白川中・城南中	白川小・大江小・川尻小・城南小	川尻幼	7	
17	力合中・日吉中・平成さくら	力合小・力合西小・日吉小・日吉東小		7	
18	鮑田中・富合中	鮑田東小・鮑田西小・鮑田南小・富合小		6	
19	出水南中・天明中	園園小・出水南小・中線小・鏡塘小・奥古閑小・川口小		8	
20	託麻中	御幸小・田迎小・田迎南小・田迎西小		5	
21	出水中・城西中	出水小・砂取小・白山小・小島小・中島小		7	

スクールソーシャルワーカー(SSW)人数 21名

令和6年度(2024年度) 熊本市スクールカウンセラー(SC)配置(令和6年4月1日)

番号	中学校名	校区小学校名	総配置時間	通常	SC配置数
1	出水中学校	出水・砂取・白山	590	590	3
2	白川中学校	白川・大江	350	210	2
3	藤園中学校	城東・慶徳・五福	210	210	2
4	花陵中学校	古町・白坪・春日	255	255	2
5	城南中学校	川尻・城南	175	175	1
6	京陵中学校	壺川・池田・高平台	590	590	3
7	西山中学校	一新・城西	245	245	2
8	江南中学校	向山	140	140	2
9	江原中学校	本荘・春竹	140	140	2
10	竜南中学校	碩台・清水	210	210	2
11	桜山中学校	黒髪	185	185	2
12	湖東中学校	泉ヶ丘・健軍	210	210	2
13	託麻中学校	御幸・田迎・田迎南・田迎西	590	590	3
14	三和中学校	高橋・池上・城山	255	255	2
15	城西中学校	小島・中島	155	155	2
16	帯山中学校	託麻原・帯山西・帯山	590	590	3
17	東野中学校	秋津・若葉	300	300	2
18	錦ヶ丘中学校	山ノ内・尾ノ上・月出	420	420	2
19	二岡中学校	託麻東	250	250	2
20	東部中学校	託麻北	175	175	2
21	楠中学校	楠・楡木	245	245	2
22	西原中学校	西原・託麻西	590	590	3

令和6年度(2024年度) 熊本市スクールカウンセラー(SC)配置(令和6年4月1日)

番号	中学校名	校区小学校名	総配置時間	通常	SC配置数
23	武蔵中学校	武蔵・弓削	185	185	2
24	東町中学校	東町・健軍東	280	280	2
25	出水南中学校	画図・出水南	340	340	3
26	清水中学校	麻生田・城北	290	290	2
27	井芹中学校	花園	175	175	1
28	北部中学校	川上・西里・北部東	350	350	2
29	芳野中学校	芳野	105	105	1
30	河内中学校	河内	105	105	1
31	飽田中学校	飽田東・飽田西・飽田南	200	200	1
32	天明中学校	中緑・銭塘・奥古閑・川口	150	150	2
33	長嶺中学校	託麻南・長嶺	590	175	3
34	力合中学校	力合・力合西	210	590	2
35	龍田中学校	龍田・龍田西	265	265	2
36	日吉中学校	日吉・日吉東	225	225	2
37	桜木中学校	桜木・桜木東	340	340	2
38	富合中学校	富合	140	140	1
39	下益城城南中学校	豊田・隈庄・杉上	320	320	2
40	鹿南中学校	菱形・桜井・田原	130	130	1
41	五霊中学校	植木・山本・山東	175	175	1
42	植木北中学校	吉松・田底	140	140	1
43	幼稚園	碩台幼・一新幼・向山幼川尻幼・楠幼・隈庄幼	30	30	2
44	特別支援学校	平成さくら支援学校あおば支援学校	40	40	2
45	フレンドリー	フレンドリーオンライン	90	90	3
		フレンドリー(教育支援センター)	50	50	1
合計			11,795	11,620	90

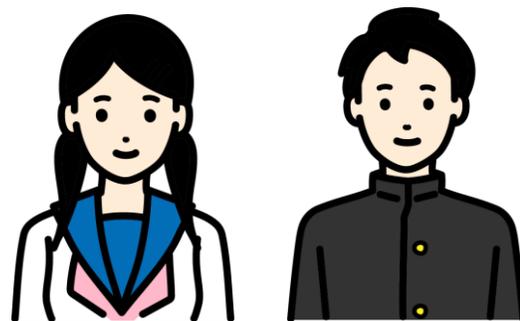
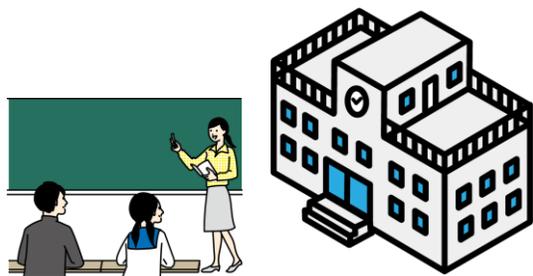
スクールカウンセラー(SC)人数 48名

令和6年度(2024年度) 不登校対策サポーター配置 (令和6年4月1日)

	配置校	担当者	(経験年数)	配置日数
1	京陵中学校	元中学校長	(5年目)	週5日
2	託麻中学校	元中学校長	(4年目)	週5日
3	出水中学校	元中学校長	(4年目)	週5日
4	湖東中学校	元中学校教諭	(3年目)	週5日
5	出水南中学校	元中学校教諭	(3年目)	週5日
6	龍田中学校	元中学校教諭	(3年目)	週5日
7	東部中学校	元中学校教諭	(2年目)	週5日
8	長嶺中学校	元中学校教諭	(2年目)	週5日
9	鹿南中学校	元中学校教諭	(2年目)	週5日
10	城南中学校	元中学校教諭	(1年目)	週5日
11	西山中学校	元中学校教諭	(1年目)	週5日
12	三和中学校	元中学校教諭	(1年目)	週5日
13	東野中学校	元中学校長	(1年目)	週5日
14	錦ヶ丘中学校	元中学校教諭	(1年目)	週5日
15	西原中学校	元中学校教諭	(1年目)	週5日
16	下益城城南中学校	元中学校長	(1年目)	週5日
17	楠中学校	元特別支援学校講師	(1年目)	週5日
18	桜木中学校	元熊本市心のサポート相談員	(1年目)	週5日
19	帯山中学校	元小学校長	(1年目)	週4日
20	藤園中学校	元中学校教諭	(1年目)	週4日
21	芳野中学校	元中学校教頭	(1年目)	週4日
	北部中学校			

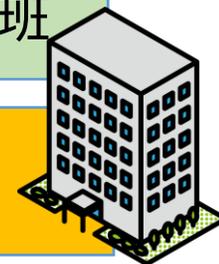
不登校対策サポーター人数 21名

●不登校児童生徒の支援について



総合支援課学校サポート班

教育相談室



教室での支援
学級支援員等

別教室での支援
不登校対策サポーター等
心のサポート相談員(小のみ)

学校の授業配信

フレンドリー
(教育支援センター)
※市内6カ所

フリースクール等

フレンドリー
オンライン



自律走行型
パーソナルロボット



ユア・フレンド(大学生による対話)

スクールカウンセラー(心理の専門家)

スクールソーシャルワーカー(福祉の専門家)

【事例4・5(不登校への対応)における協議の視点】

1 仕組みや基準に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分	
		事例 4	事例 5
【協議の視点①】 「児童生徒への支援」に関する仕組みや基準	一斉授業やみんなと同じ学びをすることに抵抗を覚える児童生徒に対してどのように対応するべきか。	課題 24	課題 24
	不登校の原因はさまざまであるが、その児童生徒一人一人に担任等はどこまで対応するべきか。	課題 25	
	学校のルールや雰囲気などが原因で不登校になる場合、学校はどのような体制をとるべきか。	課題 26 27	課題 26 27
【協議の視点②】 「学校の支援体制」に関する仕組みや基準	不登校にならないため、また、教室に入れるようになるために別室を準備しているが、どこまで対応するべきか。		課題 28
	不登校児童生徒の家庭連絡、家庭訪問について、担任等の負担を考えるとどこまで行うべきか。また、どのように行うべきか。	課題 29	
【協議の視点③】 「保護者への支援」に関する仕組みや基準	児童生徒が不登校になったことで家庭環境が変化したことに対してどこまで対応するべきか。	課題 30	課題 30
	担当する児童生徒が不登校になったことで、様々な不安や悩みを持つ保護者にどう対応するべきか。	課題 31	課題 31
【協議の視点④】 「学びの多様化学校(不登校特例校)」に関する仕組みや基準	フリースクール等、学校ではない学校外の施設に登校している児童生徒が学齢相当の教育課程を修了できていない問題に対して学校はどこまで対応するべきか。		課題 32

2 組織に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分	
【協議の視点⑤】 関係機関との連携・ サポート体制の在り 方	学校が直接会うことができない(会わせてもらえない)児童生徒への対応はどうすべきか。		課 題 33
	学校外の施設に通学したいが、経済的理由で通えなかったり、交通手段がなかったりする家庭にどのように対応すべきか。	課 題 34	課 題 34
【協議の視点⑥】 進路保障、フリース クール等との連携	不登校児童生徒がフリースクール等、学校外の施設に登校しているが、その学びを正確に評価する仕組みはどうあるべきか。		課 題 35
	どこにもつながっていない不登校児童生徒に対する評価や進路保障をどうすればよいか。		課 題 36

協議の視点①「児童生徒への支援」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題24】

教育委員会の対応	学校の授業は、みんなが同じ学習内容を同じペースで同じ方法を用いて実施をすることが多いが、その事に違和感を覚えて不登校になる児童生徒がいるものの、対応策(有効手段)がなく対応に苦慮している。
課題点	学習支援員・不登校サポーターの増員、通級指導教室の拡充、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の充実が必要である。
考えられる改善点	○授業の中で個別最適な学びを取り入れていくことで、現在の授業に違和感を感じている児童生徒も、自分にあった学習内容や方法、学ぶペースを選ぶことができるようにする。

【課題25】

教育委員会の対応	読み、書き、計算などができない、音(教室のザワザワや大きい音)や人の視線が気になって教室での一斉授業がとてもつらいと感じ、教室に居づらい児童生徒がいる。担任(担当)の先生方は一人一人のことを考えながら授業を進めておられるが、その子たちのニーズの把握や個別の対応は、担任(担当)一人では無理な状況である。
課題点	学習支援員・不登校サポーターの拡充、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置、通級指導教室の拡充が課題である。 専門家の配置として、SC、SSWの配置増が必要である。例えば、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する必要がある。 担任(担当)一人による一斉指導の限界を感じる。(個別最適な学びを行えば解決するのか疑問である。)
考えられる改善点	○先生が、学級の児童生徒に対して一斉に指導して、同じように力をつけていくことを無理やりしないようにする。 ○児童生徒に、いろいろな人たちがいること(いてよいこと)を教える。 ○学校以外の学びの場を増やす。 ○学びの多様化学校(不登校特例校)をつくる。 ○各学校に児童が悩みを相談できるSC(心のサポート相談員)を常駐させ、SCは、担任(担当)と常に話をして、児童が学習し易い(学校に居易い)環境づくりを支援する。 ○学級や学年を複数の先生たちで担当するようにする。 ○学びの定着度合いや特性によっては特別支援学級との連携を考える。

【課題26】

教育委員会の対応	規律を重視する学校の雰囲気や、競争する状況(他者との比較の場)が多い中で、他者を受け入れづらくなり、児童たちが息苦しさや居心地の悪さを感じたり、自己肯定感が低下したりして、それが不登校などの問題につながっており、対応に苦慮している。
課題点	教育支援センター(フレンドリー)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の拡充や、フリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制づくりが課題である。 児童生徒や保護者に対し、教育支援センター(フレンドリー)やフリースクール等の学校以外の学びの場を選択することに拒否反応を示す保護者もあり、どのように周知すればよいのか。
考えられる改善点	○教師が「児童たち一人一人が有能な学び手である」という認識をもち、その子に応じた学び方や学ぶスピードを許容するような心持ちでいることで学校の雰囲気を変える。 ○児童の可能性を信じる、任せて待ってみるなど、教師のマインドセットを変えるための情報発信をする。 ○学びの多様化学校(不登校特例校)の設置を検討する。

【課題27】

教育委員会の対応	児童生徒やその保護者から、校則に対する不満や苦情、疑問等が上がってきて、それが原因で学校に行きたくないというケースも見られ、対応に苦慮している。
課題点	外部専門家による学校への助言、学校以外の機関による保護者対応、専門家の配置が課題である。また、教育委員会と児童の権利サポートセンター間で、相談内容や相談対応状況を円滑に情報共有できるような連携体制を構築する必要がある。
考えられる改善点	○校則の見直しの目的や内容について、児童生徒や保護者、教職員、地域に対して周知するとともに、各学校が積極的に取り組むことで、児童生徒が学校づくりの当事者であるという意識を持たせる。 ○「児童の権利条約」及び「児童基本法」の基本理念を児童生徒、保護者及び教職員に周知することで、意見表明の場の確保やその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを共通理解し、児童生徒の意見を尊重した学校づくりを進める。

協議の視点②「学校の支援体制」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題 28】

教育委員会の対応	教室以外の別室に通う児童生徒の学習スタイルは、自習が中心となってしまう、学力が向上せず、教室に戻ることもできないし、別室に通うことも難しくなってしまうケース(本格的な不登校)への次の対応が難しい。
課題点	別室で授業を教える先生がいない。 学力や社会性を育む場がない。
考えられる改善点	○学習支援員・不登校対策サポーターの配置増、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の充実を図る。 ○不登校等対策サポーターの配置増と運営方法についての共通理解を進める。

【課題 29】

教育委員会の対応	各クラスに不登校児童生徒が複数名おり、特に不登校対策サポーターも配置されていない学校では、家庭連絡、家庭訪問等担任だけでは追いつかない状況があり、対応に苦慮している。
課題点	専門家の配置、SC、SSWの配置増が求められている。 学習支援員、不登校対策サポーターの拡充が必要である。 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)設置の必要がある。
考えられる改善点	○各中学校区に少なくとも一人の常駐SCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する。 ○不登校対策サポーターを全学校へ拡充する。 ○不登校生徒の連絡を専門に行う職員、または、担任がかかわる時にクラスを見る職員が必要である。

協議の視点③「保護者への支援」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題 30】

教育委員会の対応	不登校児童生徒を持つ保護者の中には、仕事に行くことができなくなったり、仕事の時間が短くなったりして、経済的にも困窮し、貧困の連鎖につながる場合もあり、教育面からの対応だけでは難しい。 また、不登校のため学校で健康診断を受けることができず、校医やかかりつけ医等にもかかれない児童生徒への対応が難しい。
課題点	関係機関(児童相談所、SC、SSW、保健師、児童の権利サポートセンター等)との連携の在り方、保護者への支援体制を整える必要がある。
考えられる改善点	○行政の経済的・個別的な支援を検討する。 ○かかりつけ医等で健康診断を受けた場合、行政が費用の支援をする制度を構築する。

【課題 31】

教育委員会の対応	不登校児童生徒の保護者は、不安や悩み等相談や共有できる場(保護者が集う場)を行政で対応してほしいとの要望があり、どのように対応すればよいか苦慮している。
課題点	SC、SSWの配置を増やす。各中学校区に少なくとも一人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する必要がある。 保護者への支援として、保護者自身が学び、情報を共有する機会を設定する必要がある。
考えられる改善点	○教育支援センター(フレンドリー)主導で、保護者向けの学習会や不登校生の親の集いを開催する。

協議の視点④「学びの多様化学校(不登校特例校)」に関する仕組みや基準に
 関連する課題

【課題32】

教育委員会の対応	フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の多くが社会的自立に向けた支援を受けている一方で、学習指導要領に則った教育課程は修了していないという現実があり、対応に苦慮している。
課題点	フリースクール等での学びの把握が難しい場合がある。
考えられる改善点	<ul style="list-style-type: none"> ○フリースクール等との連携強化を図る。 ○教育センターを中心にオンデマンド授業の開設を検討する。 ○特別の教育課程で学ぶことができる、学びの多様化学校(不登校特例校)の設置を検討する。

協議の視点⑤関係機関との連携・サポート体制の在り方に関する課題

【課題 33】

教育委員会の対応	<p>学校が何度も家庭訪問をしても、児童生徒本人と直接会うことができない(親の意向で会わせない、親も顔を出さない)ケースがあり、対応に苦慮している。</p> <p>不登校となった児童生徒を家に放置し、全く支援を行わない家庭がある。学校や担任等との接触を避ける家庭(保護者)への個別対応に苦慮している。</p>
課題点	<p>児童生徒の状況(生存を含む)がわからない。つなげることもできない。</p> <p>専門家の配置が十分でなく、児童相談所や児童権利サポートセンター等との連携による保護者対応も不十分な状況である。</p>
考えられる改善点	<p>OSC、SSWの配置増に向けて、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置する。</p> <p>○ケース会議を開いて関係機関との連携・役割分担を行い、教育面だけでなく福祉面でのサポート体制をつくる。</p>

【課題 34】

教育委員会の対応	<p>教育支援センターに通いたくても、保護者の送迎が難しく通うことができない児童生徒がいる。また、フリースクール等に通いたくても(または保護者が通わせたくても)経済的な理由で通うことができない家庭もあり、その対応に苦慮している。</p>
課題点	<p>教育支援センターやフリースクール等への通所費の助成、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置、ブロックごとの教育支援センターの整備、関係機関(児童相談所、SC、SSW、児童の権利サポートセンター等)との連携の在り方等の課題が多い。</p>
考えられる改善点	<p>○教育支援センターに通う児童生徒を対象としたスクールバスを配置する。</p> <p>また、フリースクール等への通所費等の助成公的支援を検討する。</p>

協議の視点⑥進路保障、フリースクール等との連携に関する課題

【課題35】

教育委員会の対応	不登校が原因でフリースクール等の民間施設に通っている児童生徒について、適切に評価がされていないという課題が報道された。そのため、フリースクールで学んだ材料の中で、在籍校の教育課程に照らし適切に評価できる材料については評価していくよう通知文を出したが、教職員への負担増とならないか。
課題点	・評価に係るフリースクール等との連携 →在籍校はフリースクール等の民間施設で学習したもの(ワークシートやノート、ペーパーテスト、実技テストの動画、成果物等)の中で、学校の学習計画等に照らし評価できるものは適切に評価していくことを児童生徒及び保護者に伝える。そして評価材料等への提供への協力を求める。 連携をすることによる先生方の負担が増えるのではないか。
考えられる改善点	○全体の評価材料や方法を具体的にしていくのではなく、当該在籍校とフリースクールの連携をより密にし、評価についての共通理解を深めていくことが重要であることを啓発していく。

【課題36】

教育委員会の対応	不登校生徒が公立高校を受検する際、実力があっても(授業を受けていないため)評定が低く、受検が不利になるケースがあり、本市だけでの対応には限界がある。
課題点	「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」の在り方検討(県教委との協議も含めて)が必要である。
考えられる改善点	○学校からの評定を入試の選考材料にしない入試枠を設ける。(自己推薦書と入試の結果で判断する等)

【事例4】「様々な不安から不登校になった児童への対応」

初めて新1年生の担任になる

4月、小学校勤務経験2年目で30代後半のA教諭は、小学1年生を担当することになった。低学年担任は初めてであり、不安なスタートであったが、同学年の教職員と共にこどもたちを迎える準備をした。

A教諭は、こども園で働いている母親の勧めもあり、大学では小学校免許以外に、幼稚園免許と保育士資格も取得した。就学前教育や「ホープロblem」の問題にも関心があり、卒業研究では「スタートカリキュラム」をテーマにした教育実践を取り上げていた。

大学卒業後は、地元の関西で幼稚園教諭を10年経験した後、結婚を機に熊本で小学校教諭となった。初任者研修や幼小中連携研修会等で幼稚園を訪問することもあり、幼小連携や接続の大切さについても十分理解していた。

入学式の日、新入生代表として立派なあいさつをしたB児童と初めて出会った。母親であるC保護者は、幼稚園の保護者会役員を務めるなど教育熱心で、「家でも練習させましたが、大勢の前であいさつができるかとても心配していました。」と話された。A教諭は、「新1年生と思えないくらい堂々として素晴らしかったですね。」と返した。そのやりとりから、こどもに丁寧にかかわってこられた様子が伝わってきた。

A教諭は、学年主任と共に入学前の幼稚園担任との情報交換の記録や、園から送られてきた幼児指導要録にも目を通した。B児童については、「友達関係も良好で運動が得意、昆虫や生き物が大好きで活発なこども」と書かれていた。

周りの教職員との関係

A教諭は、昨年度は初任者として4年生を担当していた。幼児教育の取組から学んだ「こどもの自主性」を大事にしながら、こどもに寄り添ったかかわりを心掛けてきた。しかし、周りの教職員からは「教室全体が落ち着かない雰囲気だ。」「こどもたちが自由をはき違えている。」「放任と言われても仕方ない。」「もう少し厳しく指導すべき。」「幼稚園と小学校の違いがわかっていない。」との声が聞こえていた。

2学期に入った頃から、数人の落ち着かない子どもたちが立ち歩くようになったことをきっかけに、初任者研修指導教員も一緒に学級に入って指導に当たる対応を取った。その結果、A教諭は周りの教職員の支援を受けながら、どうにか3学期まで学級担任を続けることができたという経緯がある。

校長は、A教諭のこどもたちへの丁寧なかかわりは認めつつも、2年目は本人が自信をなくさないようにしようと本人の希望も聞いて、低学年指導のベテラン担任と組ませて指導でき、在籍数の少ない1年生を担当させることにした。

A教諭は、幼稚園での経験を生かせる低学年の希望だったことや、大学時代に学んだ「スタートカリキュラム」の取組ができることもあり、こどもたちとの生活を楽しみにしていた。

入学後の1か月

A教諭が担任することになった子どもたちは、市内の各区の幼稚園・保育園・こども園合わせて20数園から入学している。B児童は、校区内にある小規模の幼稚園から入学してきたが、C保護者によるとずっと仲良しだった同じ幼稚園出身の友達と同じクラスになれなかったことを少し気にしているということだった。

入学後、1年担任は初めての小学校生活に慣れていない子どもたちに対して、まず学校のきまりや約束ごとを指導することに終始することになる。幼児教育から小学校教育への円滑な移行を目指す「スタートカリキュラム」は作成されていても、こどもたちを早く学校生活に馴染ませようと各担任は必死であった。A担任も、最初は「スタートカリキュラム」にある授業計画に沿って進めようとしても、日々のこどもたち同士のトラブル対応に追われる毎日であった。隣のクラスの子どもたちは、整然として授業を受けているのに対して、自分のクラスには落ち着きがないこどもたちが集まっているのではないかと感じるようになった。

運動会の練習が始まって

5月初め、運動会に向けての練習が始まった頃、A教諭はもともと活発なはずのB児童の様子が気になり始めた。B児童は、周りに元気の良いこどもたちに囲まれてはいるが、特に他のこどもとのトラブルがあるわけでもない。授業中、手を挙げることも自ら発言することもほとんどない。A教諭は、B児童がまだクラスの雰囲気慣れていないだけで、時間が経つと元の活発な明るいこどもに戻るだろうと考えていた。

教室では、相変わらず落ち着かないこどもたちの様子が続く中で、毎日のように運動会の練習が続いた。開・閉会式練習、徒走や「ダンシング玉入れ」の整列と、みんな揃って集団行動を取る場面が多くなった。幼稚園では運動が得意だったというB児童も、みんなに交じって練習には参加しているものの、その表情から運動会を楽しみにしている様子は窺えなかった。A教諭が「大丈夫、元気ある。」と尋ねると、B児童は頷きだけだった。

課題 24

日々の忙しさに紛れて、気になるこどもの様子を連絡帳に書いて知らせる余裕もなくなったA教諭

は、学級だよりで子どもたちが運動会に向けて頑張っていることを伝えるだけで精一杯だった。ずっとB児童の様子が気になっていたが、特に家庭からの連絡もないまま運動会の日を迎えた。

運動会の朝、突然C保護者から学校に電話連絡があった。朝からB児童の体調が悪いということである。折り返し電話をしたA教諭は、「無理をしないでください。体調がよくなったら途中からでも参加してください。」と伝えた。C保護者からは、「親も初めての運動会で楽しみにしていましたが、仕方ありません。」との返事だった。結局、B児童の体調は戻らず運動会には参加できなかった。

運動会後の欠席状況

残念ながら運動会を欠席したB児童のことが気になっていたA教諭は、運動会翌日の振替休業日に家庭訪問をした。B児童は、玄関で顔を見せてくれたが、まだ体調が悪い様子だった。C保護者からは、「玉入れだけでも参加できるかと思い、無理にでも連れて行こうとしましたが本人が動きませんでした。」「幼稚園の運動会では大活躍だった子が、この1か月運動会のことをしゃべらなかったことが気になってはいました。」という話だった。

課題 25

運動会の後、体調がもどったというB児童は無事に登校できた。教室では、国語で運動会のことを振り返って作文に書いたり、図工で運動会の絵を描いたりする活動が続いた。そのため、B児童は運動会と関係ない別メニューの学習を進めることになった。B児童のことが気になっていたA担任だったが、翌日も翌々日も登校できたため、特に学校での様子についての家庭連絡もせず、そのまま2週間が過ぎた。その間も、B児童の様子に特段の変化は見られなかった。

しかし、6月の梅雨の真っ只中、突然B児童の登校しぶりが始まった。登校しても体調が悪くなって保健室で過ごしたり、給食前には早退して家庭で過ごすことが多くなった。

課題 26

課題 29

担任としてできること

A教諭は、入学以来の学級全体の様子やB児童とのかかわりの状況から、何となく運動会の日欠席も何か理由があるのではないかと感じていた。

そして、朝から登校していない日は電話で様子を聞いたり、放課後に家庭訪問をしたりして丁寧にかかわり続けた。B児童の突然の変化にC保護者も困った状況で、「先生、こんなことは初めてです。どうしたらいいんですか。」と悩みを相談してこられた。

課題 26

課題 29

A教諭は、「入学してから落ち着かないこどもたちのへのかかわり方が悪かったからではないか…。」「B児童に対して気になっていたことを、もっと早く周りに相談すべきだった。」と反省した。次第に教

師としての自信も無くしていった。管理職からの勧めもあり、教育委員会の「学校問題対応相談」を利用してカウンセリングを受けてみることにした。

また、この時期は学校での健康診断の時期である。B児童の受診について、C保護者に連絡すると、「その日に登校できるかわからない。」「健康診断は受けさせたいが、登校できなかったらどうすればいいのか。」と質問された。A教諭は、養護教諭にそのことを伝えた。「学校で受診できない場合は、後日学校医を回ってもらうことになる。できるだけその日に登校できるように連絡してください。」とのことであった。

課題 30

保護者からの情報

7月、夏休みを前にB児童は連続して欠席する日が続いた。ある日、C保護者から連絡があった。「子どもが学校は大嫌いだと言い始めた。」「時間はかかったが、泣きながらいろいろしゃべってくれた。」ということであった。

B児童は、「幼稚園の方がよかった。」「仲良しの友達がない。」「運動会練習が嫌だった。」「自分よりかけこが速い人がいて楽しくない。」「担任の先生は優しいが、何を言っているかわからない。」「隣のクラスの先生は、みんなと一緒にちゃんと言おう。」「先生に話を聞いてほしい。」「もっと自分のやりたいことをさせてほしい。」「学校に行きたくない。小学校は大嫌いだ。」と、一つ一つ話し出したそうである。

課題 25

母親であるC保護者はショックを受けたものの、担任のA教諭へ今の思いを伝えたくて電話したそうである。B児童の登校しぶりが始まった6月頃に比べると、その話す声は冷静で、今は子どもの前でも慌てずに対応しているということだった。さらに、夏休みを前に「登校を無理強いせず、家庭を安心できる場所にするのを心がけることにした。」ということであった。これは、以前に幼稚園の保護者会で「家庭でのこどもへの接し方」という講演を聞いた時の講師からのアドバイスだったそうである。C保護者の対応に感銘を受けたA教諭は、先日の「学校問題対応相談」時のカウンセラーからの同様のアドバイスを思い出しながら、今後も保護者と連携しながら担任としてできることを模索しながら取り組んでいくことにした。

課題 31

不登校の状況が続く

A教諭は、母親であるC保護者の協力を得ながらB児童とオンラインでつながることを提案した。それは、1学期に初めてタブレットを配った時、B児童がとても喜んで操作していた様子を思い出したからである。そこで、夏休み中にオンラインでの学習支援についても相談したところ、「やってみたい。」と

いう返事であった。

また、夏休み中に学校の運動場で校区の夏祭りが開かれた。B児童が「夏祭りには行きたい。」と言っていると連絡を受けていたA教諭は、久しぶりに学校の運動場でB児童と会うことができた。しかしB児童の表情は硬く、A教諭とは少しだけ直接話すこともできたが、同じクラスの1年生を見かけるとさっと避けて通る場面もあった。母親であるC保護者の話では、同じクラスの人とは会いたくないが、幼稚園の時仲良しだった友達とは、近くの公園で普通に遊んでいるということであった。

その様子を聞いたA教諭は、同じクラスのこどもたちとの関係ができていないB児童に対して何ができるか、模索する日々であった。

行事には参加したい

2学期、B児童の欠席総日数は30日を超え、不登校の状態が続いている。今は、国語と算数のみオンライン授業配信のみのつながりだけである。一方、1年生は秋の見学旅行で動植物園に行く予定があり、生き物が大好きなB児童もその参加を楽しみにしているそうである。さらに、市外であるが、「こども自然体験パーク」という施設があることを知ったA教諭は、B児童に紹介してみようと思い立った。早速、A教諭はC保護者に施設のことを紹介した。すると、「そんな施設だったら、家のこどもは喜ぶと思います。場所はどのあたりですか。でもお金がかかりますよね…。」とつぶやかれた。A教諭は、「学校外の施設に行く場合の補助制度については、校長先生にも聞いてみますね。」と答えた。

課題 34

【事例5】「複数の原因が絡み合って不登校となった生徒への対応」

夏休みの宿題と居残り

A中学校では、夏休みの宿題が終わっていない生徒は、放課後各教室に残って終了までやってしまうことが慣例となっている。「家では勉強しないので、宿題を出してほしい。」「是非、学校でやらせてほしい。」と思う保護者からは、とても評判のいいA中学校の伝統である。

1年生のあるクラスでも、担任であるB教諭が、つきっきりで宿題を終わらせるよう指導していた。B教諭は、いわゆる熱い先生で、「さあ、今日で居残りも3日目だ。みんな、そろそろ終わらせるぞ。｣と、宿題を最後まで終わらせることを使命に感じていて、いつも遅くまで生徒に付き合っていた。

C生徒は、頑張って終わらせたいと思うものの、なかなか宿題が終わらなかった。B教諭が、「友達のD生徒は昨日で終わらせてしまって、今、部活動に行っているぞ。早く終わらせるぞ。｣とはっぱをかけるも、その日も頑張ったが、宿題は終わらず下校をした。

C生徒が帰宅後、E保護者に今日も宿題が終わらなかったことを話した。するとE保護者は、「まだ終わらんと。本当にちゃんとしよるとね。B先生もたいへんたい。あなたたちに付き合わんといかんけん。でも、B先生は最後まで面倒を見てくれてありがたいよね。よか先生たい。感謝せんと。明日は終わらせなさいよ。｣と、C生徒の思いをきちんと聞かず答えた。C生徒は、「一生懸命頑張ったのに。｣と心で思いながらも、だまって自分の部屋に入っていった。

登校しぶり

翌日、C生徒は朝から頭痛があり、布団から出ることができず、学校を休みたいとE保護者に訴えた。E保護者は、「それくらいがまんして行きなっせ。｣と言ったが、C生徒が、再度強く訴えたのでしぶしぶ学校に休みの連絡を入れた。

電話を受けたB教諭は、「そうですか。わかりました。C生徒はまだ夏休みの宿題が終わっていないので、明日登校したらまた頑張らせますね。お大事に。｣といった。E保護者は、「先生、ありがとうございます。先生が面倒見てくれてありがたいです。最後までビシビシよろしくお願いします。｣とって電話を終えた。

翌日、C生徒は頭痛のため十分な睡眠が取れず、まだ体調はすぐれなかったが、E保護者から「今日は登校するように。｣と言われたこともあり、時間ギリギリに登校した。登校してきたC生徒を見たB教諭は、「よし、今日は登校してきたな。昨日は居残りが嫌で休んだんじゃないのか。E保護者からもビシビシさせるように言われたので、今日も一緒に放課後頑張るぞ。覚悟しとけよ。｣と、少し茶化すような

雰囲気と言った。それを聞いた周りの生徒からは笑いがおこり、C生徒は気持ちが落ち込んでいった。

放課後、教室で居残りをしていると、同じバスケット部のD生徒が、部活動の途中で忘れ物を取りに教室に入って来た。D生徒は、「おう、まだ残ってるのか。さては、今日は「外練の日」だからさぼろうと思ってるな。まあ、早く終わらせて部活に来いよな。じゃ、待ってるぞ。」と言うと、帽子をとって部活動に戻っていった。

バスケットが大好きなC生徒だったが、なにげないD生徒の一言から、ひよっとしたら部員みんなから今のD生徒のように思われているのではないかと心配になっていった。あせったC生徒は「先生、宿題は家で終わらせてくれるので、部活に行ってもいいですか。」と、B教諭に訴えた。

しかし、B教諭は「何を言っているんだ。夏休みの宿題を終わらせるまで部活に行けないのは、この学校のいい伝統だ。知っているだろ。他にも部活に行かず、残って宿題をやっている生徒がいるじゃないか。特別扱いはできない。部活に行きたければ、早く宿題を終わらせればいいんだ。D生徒の期待に応えるためにも、早く終わって部活に行けよ。」と言って、その後も引き続き指導をした。結局、C生徒はその日も夏休みの宿題を終えることができなかった。

そもそも、宿題を解こうとしても理解ができておらず、解くことができない問題が多かった。特に数学は中学校になってから、小学校の算数とは違い格段に難しくなっており、授業についていけなかった。また、英語も小学校の頃から苦手で、アルファベットを覚えるのにも苦労していたのだった。

下校時間になってB教諭は、「あと3人だな。他のみんなも頑張ってるんだ。だから君たち3人も絶対できる。最後までやり遂げるぞ。明日も頑張ろう。」と励ましの言葉をかけた。C生徒は、「明日もあるのか。」と憂鬱な気持ちで下校した。家に帰ったC生徒は、今日のことをE保護者に話しても、どうせB教諭の肩を持ってまともに聞いてもらえないと思い、帰宅後は話もせず自分の部屋にこもってしまった。C生徒は、その日は勉強で疲れたことを理由に夕食も取らずそのまま寝てしまった。

不登校の始まり

翌朝目覚めたC生徒は、再び頭痛で起き上がることができなかった。E保護者に訴えると、E保護者は「嘘つくんじゃない。学校に行って宿題をしたくないだけでしょ。そんなのは許しませんよ。行きなさい。」と強く言った。

C生徒は学校のルール、先生や友達、保護者の何気ない言葉、頑張っても進まない勉強などさまざまなものに押しつぶされそうになっていた。

そして、C生徒は「したくないんじゃない。したくても勉強が分からないんだ。先生の言う、全員してるからしなければならぬ、という理由もわからない。部活やクラスのみならず、さぼってるって

思われているかもしれない。もう学校に行きたくないんだ。お母さんも先生の肩ばかり持って僕のこと聞いてくれない。学校も家もういやだ。」と叫んで、部屋にこもってしまった。放課後、B教諭が家庭訪問をして登校を促そうとしたが、C生徒は部屋から出てこず、その日以来学校に登校しなくなった。

その間、C生徒は勉強もせず、部屋にずっと閉じこもり、無気力にオンラインゲームばかりしていた。オンラインゲーム上では友達ともつながり、なんとなく居場所を確保し、学校の様子も少しは耳に入ってきていた。

不登校の長期化と学校の対応

C生徒が登校しなくなってから、1か月が過ぎた。その間、B教諭は毎朝C生徒の家に電話をした。E保護者とは話をすることができ、家庭での様子を聞くことはできたが、C生徒に対してどのように接すればよいかわからない様子だった。週末には、学級通信などを持って家庭訪問をしたが、C生徒は部屋から出て来なかった。

課題 33

A中学校の「校内登校支援委員会」でも、C生徒のことが話題になっていた。今回、C生徒は何が原因で登校ができなくなったのか、今後どのような対応をすればよいのかについて協議した。

原因としては、「学校のいい伝統だから、保護者から期待されていたからといって、すべての生徒を無理やり最後まで一律に残す必要があったのか。」「居残りをしている生徒は、宿題をさぼっているという認識でみんな(先生・生徒・保護者)がいたのではないか。」「周りと比較して、生徒を追い詰めていたのではないか。」「宿題指導を通して、一人一人に本当に寄り添っていたのか。宿題を終わらせることが目的になっていなかったか。」という意見が出てきた。

その後A中学校はE保護者に対して、不安を取り除くためにSCとの面談を試みるとよいのではないかと、C生徒への家庭内での接し方等についても、SSWの助言を仰ぐとよいのではないかと2つの提案をした。

課題 31

E保護者はその提案に興味を示し、さっそくSCとの面談日を決定し、SSWの派遣申請にも同意された。派遣申請の手続きをしたことで、SSWが家庭に入ることができ、B教諭はSCとSSWからの情報で家庭の困り感を知ることができた。

SCからの話では、E保護者はどうしてC生徒が不登校になったかわからず、当初はとにかく学校に行くように言い続けたとのことだった。しかし、登校する様子は見られず、徐々にどう接してよいかわからなくなり、E保護者自身がパニックになってしまった。その後は、これまでのかわり方を振り返り、少しでも一緒にいて寄り添いたいという思いから仕事を辞めたという

課題 30

ことだった。

また、SSWとの面談で、C生徒は「みんなで同じように活動することや、みんなと同じルールの中で一緒に生活することを強要されることに苦手意識があること。」「勉強も一斉授業だと分からずついていけないこと。」「わからなくても授業は進んでいき、個別にも対応してもらえず、自分一人取り残されてしまったこと。」「そのため時間をかけても宿題が進まず、周りからはさぼって頑張っていないと決めつけられたり、ばかにされたりしたことに傷ついた。」「何をしても自分はダメで、頑張っても認められない。」「何もやる気が起きなくなった。でもゲームは得意で、そこでは認められてうれしかった。だからゲームばかりしていた。」というようなことを訴えた。

課題 24

課題 26

課題 27

B教諭は、そのことを「校内登校支援委員会」に伝え、さらに今後のことを協議した。学校ではC生徒に対し、自分のペースで登校、学習を進めていけばいいこと、登校できた場合には、みんなと一緒にではなく別室で自習をすることができることなど、校内にC生徒の居場所をつくる提案をした。E保護者は、C生徒と今後のことを相談し、3学期からその方向で登校を考えていくと返事をされた。

学校では、C生徒が登校しやすいように、通常教室が配置されていない階の会議室を準備し、C生徒が登校した時は、空き時間の教職員が対応するようにした。以後、不定期ではあるがC生徒は登校を続けることができた。

課題 28

保護者の願い

年度末、B教諭はC生徒とE保護者と三者教育相談を実施した。その席でE保護者から、次のような相談があった。

「こどものために、特別に会議室を準備していただいていることには感謝している。だが、そもそも勉強が苦手なC生徒なのに、いつも自習ばかりで学力が付いていないのではないかと感じている。学力不振も不登校の原因の1つだと考えている。何とか学力をつける方法はないか。」

課題 31

早速、B教諭は管理職にも相談した上で、学校としての対応について次のように考えていることをE保護者に伝えた。

「学校としては、今の教職員スタッフでは個別に授業をするなどの対応はできないのが現状である。しかし、各教科の担当者が与えた課題等をきちんと出してくれるなら、内容確認をして添削等でのやり取りをして頑張りを認めていきたい。」

「また、校外の施設だが、フリースクールや学習支援センター等に行けば出席扱いにすることもでき

るし、その他にも学びを深める場所もあるので、そんなところを活用するのもよいのではないか。」

E保護者は、B教諭からの話を聞いた後、

「フリースクールやその他の施設も考えたが、**現在私自身がまだ仕事に復帰できておらず、今の我が家の経済状況では通学費等を払うことも難しい。また、フリースクールでの学習については、学校での評価に反映してもらえないと聞いたことがある。仮に、通えて学力がついたとしても、そこでの学びが内申書に反映しなければ高校進学に影響が出るのではないかと心配している。**」

課題 34

課題 35

課題 36

「先日のニュースで、他県では不登校の子どもたちが通える学校ができたというのを見た。『**学びの多様化学校**』と紹介されていた。文部科学省の認可を受けた特別な学校**のようだった**。国が進めているそうなので、熊本市で何か対応していただくことはできないのか。」

課題 32

と話された。